

審査基準及び標準処理期間

所属名	農林水産部農村振興課
内線番号	5023

No.	項目	内容
①	処分名	狩猟免許
②	法令名	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
③	法令番号	平成14年法律第88号
④	根拠条項	第39条第1項
⑤	処分権者	知事
⑥	法令の定め	<p>1. 網猟免許及びわな猟免許にあっては18歳に、第1種銃猟免許及び第2種銃猟免許にあっては20歳に、それぞれ満たない者でないこと。(法第40条第1項第1号)</p> <p>2. 精神障害又は発作による意識障をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病氣として鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号。以下「環境省令」という。)で定めるものにかかるている者でないこと。(法第40条第1項第2号)</p> <p>3. 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者でないこと。(法第40条第1項第3号)</p> <p>4. 自己の行為の是非を判断し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者でないこと。(第3号に該当する者を除く。)(法第40条第1項第4号)</p> <p>5. この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者でないと。(法第40条第1項第5号)</p> <p>6. この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反により狩猟免許を取り消され、その取消し日から3年を経過しない者でないこと。(法第40条第1項第6号)</p>
⑦	審査基準	法第39条から41条まで、第47条から第50条まで 環境省令第47条、48条、第51条から56条まで
⑧	経由機関名	なし
⑨	協議機関名	なし
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	
⑫	問合せ	農林水産部農村振興課野生鳥獣係 (電話)075-414-5022
⑬	備考	<p>1. 環境省自然環境局野生生物課長通知(令和4年9月16日付け環自野発第2209164号)VI「狩猟」VI-1の1「欠格事由」(1)及び(2)並びに5の5-1「狩猟免許試験の実施方法」</p> <p>2. 法第44条に基づき、毎年狩猟免許試験を行った上で各合格発表日に免状を交付している。</p>



VI 狩猟

VI-1 狩猟免許

1. 欠格事由

(1) 特種免許の障害者等に係る欠格条項について

① 趣旨

平成11年8月9日付け障害者施設基準本部決定「障害者に係る欠格条項の見直し(以下1において「本部決定」という。)」において、障害者が社会活動に参加することを不當に阻む要因となるよう、対象となるすべての制度について見直しを行い、その結果に基づき必要と認められる措置をとるものとされた。
これを受けて欠格条項の見直しを行った結果、欠格条項は、適正な狩猟が実施されなければ、人命・財産の安全確保、鳥獣の適切な保護のために重大な支障を及ぼすものであり、その禁止は困難であり、条例を存続させていく。
また、本部決定を踏まえ、欠格に該当する対象者の「判断基準を明確にする」こととし、狩猟に支障がないと判断される者に対して、試験を受けることができるようにしている。

② 欠格条項の内容

ア、「精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定める者」(法第40条第1項第2号)の意義

狩猟を適正かつ安全に行うためには、殺傷力のある銃器等を用いて狩猟をする期間を通じて十分な判断能力を保持することが必要であり、その著しい低下をもたらす症状を一般的に発現する病気を狩猟免許の欠格の対象とすることとしている。
この判断能力の具体的な内容は、自己の行為の是非を判断する能力(是非判断能力)と、判別に従って行動する能力(行動制御能力)である。

当該症状の発現を服薬することにより抑制することができある場合にも、症状の発現は環境要因に左右されるほか、必ず服薬することを担保できないなど、症状の表現を完全に回避できるものではないことから、このような場合においても欠格の対象とすることが必要である。
したがって、殺傷力のある銃器等を用いる高度の危険性を有する狩猟を適正に行う能力が一時的にても著しく低くなれば危害予防上重大な支障が生じることとなることから、是非判断能力又は行動制御能力の著しい低下をもたらす症状を一般的に発現する病気にについては、網羅的でいる。

イ. 環境省令で定める病気(施行規則第47条関係)

i. 「統合失調症」の意義及び規制する理由

統合失調症は、幻覚、妄想、思考と知覚の歪曲、異常な興奮等の症状を呈するものとされ、これらは、是非判断能力又は行動制御能力の著しい低下をもたらす症状であるから、統合失調症を「狩猟を適正に行うことにより支障を及ぼすおそれがある病気」として定めている。

氣」として定めている。

(注)「統合失調症」という病名については、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)が成立し、同法附則第44条において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条中、「精神分裂病」が「統合失調症」に改められた。これを受け、欠格条件で用いられた「精神分裂病」についても「統合失調症」と改めている。)

ii. 「そぞらうつ病(そう病及びうつ病を含む。)」の意義及び規制する理由

そぞらうつ病は、そぞらうつ病が周期的に発症する精神病である。そぞらうつ病では、精神の欠如、判断力の低下等の症状を、うつ病では、自殺企画が現れる抑うつといった症状を呈するものとされ、いずれも是非判断能力又は行動制御能力の著しい低下をもたらす症状であるから、そぞらうつ病(そう病及びうつ病を含む。)を「狩猟を適正に行うことにより支障を及ぼすおそれがある病気」として定めている。

並、「てんかん(癲作が再発するおそれがある病気)」の意義及び規制する理由

てんかん癲作による意識消失が回復される過程において、注意、記憶、判断等の障害、幻覚、妄想、異常な興奮等が現れるもうろう状態を呈するものとされ、これは、是非判断能力又は行動制御能力の著しい低下をもたらす症状であるから、てんかんのうちもうろう状態を呈するものを「狩猟を適正に行うことにより支障を及ぼすおそれがある病気」として定めている。

なお、てんかんであっても、①意識障害をもたらす癲作が單発するおそれがないもの、②癲のけいれんに限られるもののように意識障害をもたらさず癲作のないもの、③意識障害をもたらす癲作が睡眠中に限られるものについては、もうろう状態といふた是非判断能力又は行動制御能力が著しく低下する症状は見られず、狩猟を適正に行うことにより支障を及ぼすおそれはない。また、ある類型のてんかんが別の類型のてんかんに移行することはないとしている。したがって、上記①、②及び③については、欠格の対象としない。

iv. 1. 及び以上以外に「自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気を規定した意義
統合失調症等以外にも、是非判断能力又は行動制御能力の著しい低下をもたらす症状を一般的に発現する病気があり、欠格の対象とする必要があるものが存在する。たとえば、統合失調症に類似する精神障害(例:痴呆、分裂型精神病、急性一過性精神病性障害...)、そぞらうつ病に類似する精神障害(例:特発性気分障害、その他気分障害)、その他の精神障害(例:持続性妄想性障害)等が想定され得る。しかし、これらの定義や外延は必ずしも定着したものではなく、具体的な場合ははじまないことから規定している。

ウ. 留意事項

「精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことにより支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるものにかかる正在する者」

(法40条第2号)、「自己の行為の是非を判別し、又はその判別に從つて行動する能力がなく、又は著しく低い者」(法40条第4号)だけでなく、「麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者」(法40条第3号)についても、中毒が治癒した場合においては、狩猟免許の申請は可能とする。

(2) 違反等による欠格 (法第40条第5号及び第6号関係)

法又は法の規定による禁止若しくは制限に違反し、狩猟秩序を乱した者については、一定の狩猟行為から隔離して、本人に反省の機会を与えるとともに、その者を狩猟の場合除くことによって、狩猟秩序の迅速な回復を図ることが必要であることから、この欠格事由及び欠格期間を定めたものである。

ここで、「この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ」とは、罰金以上の刑に処せられることをいい、「執行を受けることがなくなつた」とは、刑の執行猶予を受けた場合にその執行猶予期間を経過したこという。また、狩猟免許を取り消された者は、その取消し後3年を経過しなければ、その取消しに係る狩猟免許を受けることができない。このような場合を狩猟免許の欠格事由としているのは、罰金以上の刑に処せられた者に対して一定期間狩猟免許が与えられないことと同様の趣旨に基づくものであり、本法に違反して狩猟免許の取消しを受けた者に対して、すぐに狩猟免許を与えることは、狩猟免許の取消制度の趣旨を没却し、狩猟秩序の維持が困難となるからである。

狩猟免許の取消し後3年を経過するというのとは、取消しのあつた日を含めず、その次の日から3年を経過した日以降ということであり、平成27年4月1日に取消しがなされたときは、翌日から起算して3年を経過した日、即ち平成30年4月2日から狩猟免許が受けられることとなる。

2. 狩猟免許試験の停止等 (法第50条関係)

都道府県知事は、不正の手段により狩猟免許試験を受け、又は受けようとする者に対し、その試験を受けることを停止し、又は合格の決定を取り消すことができるようとする。

不正防止のために、都道府県知事は狩猟免許試験の実施に当たっては、不正な手段による受験が行われることのないよう、事前に十分注意するなどの措置を講ずることが必要である。

不正の手段とは、いわゆる替え玉受験やカンニング等である。「狩猟免許試験を停止し」とは、受験者に試験場から退場を命ぜる等受験を続行させないことをいい、「合格の決定を取り消すこと」とは、試験が終了して、合格が決定した後、不正の手段による受験が明らかになった場合に行うものである。

3. 狩猟免許の有効期間

狩猟に必要な資質、能力のうち、視力、魔力及び運動能力の適性は、狩猟免許を受けた後に時間的経過に伴い変化することがあるため、一定時間ごとに検査を行い、適性を再確認する必要があることから、狩猟免許には有効期間が定められている。

4. 狩猟免許の取消し等

(1) 法令違反者の狩猟免許の取消し及び効力の停止

法令違反者の狩猟免許の取消しについては、違反の内容が「この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき」とあるが、この規定の対象は、法、施行令、規則までもいい、基本指針に定められた事項に違反した場合には、狩猟免許の取消し又は狩猟免許の効力の停止の理由とはならない。

一方、法の規定による禁止又は効力の停止の対象となる。
登録者を教諭又はほう助して狩猟をさせた者も、その教諭又はほう助したことを理由に狩猟免許を取消し又は効力を停止することができる。

なお、狩猟免許の全部及び一部を取消し又は効力を停止することができるとしているが、全部とは、網猟免許、わな猟免許、第1種浣熊免許又は第2種浣熊免許のうち2種類以上の狩猟免許を受けている者の持つているすべての免許をいい、狩猟免許の一部とは、その者を持つている狩猟免許が例えば3種類の場合は、2種類又は1種類の狩猟免許をいう。したがって、狩猟免許の一部とは、狩猟行為の一部、例えば狩猟を行なう地域の制限等を指すものではない。

狩猟免許の取消し又は狩猟免許の効力の停止は行政処分であり、法令違反に対する罰則適用という司法処分とは無関係であるので、取消し後起訴され、それが無罪となつたような場合でも、取消し又は効力の停止効果には変わりはない、取消し又は効力の停止処分の通知を受けた時から取消し又は効力の停止の効力が生じるものである。したがつて、取消し又は効力の停止は、必ず記載に基づいて行われ、違反事実の立証ができるよう配慮されなくてはならない。

その他、狩猟免許を有している者を、法の違反者として警察が送致した場合については、次のとおり取り扱うこととしている。

当該都道府県知事の免許を受けた他の都道府県知事の狩猟免許を受けている者を法の規定に違反した者として送致した場合は、当該警察署長等から当該事件発生地の都道府県知事に被疑事件送致通知書が提出される(警察署長等から各都道府県警察本部長までの通達参照)。

イ. アの通知を受けた都道府県知事は、違反者が当該都道府県知事の免許を受けている場合は、違反事実について十分な調査を行った上で必要な処分を行うこととする。

ア. 警察署等において、いずれかの都道府県知事の免許を受けている者は、施行規則第62条第1項に基づき、違反事実の有無を確認のうえ、違反者の住所地を管轄する都道府県知事にアによる被疑事件送致通知書【都道府県の司法警察員が送致(送付)を含む。】した事件については被疑事件送致通知書に準じて作成した書類】の写しに違反事実を確認した旨の證明をした書類を添付の上、送付するものとする。

ウ. イの通知を受けた管轄都道府県知事は、狩猟免許の取消し又は停止を行い、施行規則第62条第2項に基づき、遇帶なく当該取消し又は停止に係る者の住所、氏名及び生年月日、当該取消し又は停止の年月日及びその理由、当該取消し又は停止に係る狩猟

免許の種類を運転するものとする。また通知を受けた環境大臣は、他の都道府県に對しその旨を通知し、法第 53 条に基づく併願者登録の拒否が適切に行われようやくするものとする。(7) 免許処分(5) 参照

エ、都道府県の司法警察員が法の規定に違反した者を送致(送付を含む。)した場合は、都道府県警政本部長は特別司法警察員の取り扱った被疑事件送致通知書を当該都道府県公安委員長に送付するものとする。

オ、事件発生地の都道府県知事が違法事實を確認した場合であつて被疑事件送致通知書の送付を受けない場合には、都道府県知事が、いまだ検察庁に送致されない違反事件の発生を承認をして、違反事実を十分認識した場合には、前述調書等の証拠書類及び送致の見込みに關する意見を添えて、違反者の住所地を管轄する都道府県知事にその旨を通知された。

(写し)

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に違反した者を送致

した場合の都道府県知事に対する通知について

昭和 40 年 11 月 20 日 警察庁丁安案第 479 号

警察庁保安局保安課長より各県警察本部長等あて

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第 8 条の規定によれば、都道府県知事は、狩猟免許を受けた者が同法等の規定に違反したときは、当該者の狩猟免許の一概又は全部を取り消すことができることとされているが、林野厅においては、この規定に基づく行政処分の適正な運用をはかるため、令営、林野厅長官から警察庁長官に対し、別添のとおり、警察署等における同法違反者を送致した場合の都道府県知事に対する通知方協力の依頼があり、これに基づき、今後、警察署等において同法違反者を送致した場合には、別紙様式により都道府県知事に通知するよう定められており、これが実施についてその趣旨の徹底をはかるとともに、関係部局とも十分連絡を密にして、これが円滑な運用が行われるよう配慮されたい。

(別添) 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律違反者の通知方依頼について

昭和 40 年 11 月 18 日 40 林間造第 1640 号

林野厅長官より警察庁長官あて

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正 7 年法律第 32 号)第 8 条に基づく狩猟免許の取消しの適正を期するために、いずれかの都道府県知事の発行する狩猟免状を所持する者の適法の違反として送致された場合には当該警察署長からその警察署の所在地を管轄する都道府県知事に、下記事項についてお知らせいただきたく、この措置方について、事務ご繁忙中誠に恐縮ながら何分のご配慮をお願いいたします。

記

1 違反者の住所、職業、氏名および生年月日

2 違反の内容

3 違反者が狩猟免許を受けている都道府県名、狩猟免状の種類および番号

4 違反者が違反の内容を認めているかどうか。

5 送致年月日

(2) 行政手続法との關係

狩猟免許の取消しは、行政手続法第 2 条第 4 号の不利益処分に該当する。このため行政手続法第 3 章に定めるところに従つて処分を行うことが必要となる。

(3) 异議申立て

狩猟免許の取消処分に不服のある者は、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)の定めるところにより、処分庁に対して異議申し立てをすることができる。
異議申立てについて更に不服がある場合は、行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)の定めるところにより、訴えを提起することができる。

5. 狩猟免許試験

5-1 狩猟免許試験の実施方法

(1) 都道府県知事は、毎年 4 月 16 日目過として速やかに、試験を行ひ場所、その期日、免許申請書の提出期間及び提出先等を都道府県の広報等により公示し、併せてこのことを都道府県の広報機関、狩猟者団体等を通じて周知徹底させるものとする。

(2) 狩猟免許試験は、原則として、同一種の免許についての適性試験、技能試験及び知識試験についてを同一登録年度内に 1 回以上、同一日に行うこととし、当該試験を受験できない者等のため、複数回の実施を考慮するものとする。

(3) 狩猟免許試験は、法第 55 条第 1 項の規定による登録(以下「狩猟登録」という。)の手続き、狩猟期間等を考慮して実施し、会場については申請者の利便性を考慮してできるだけ分散させるとともに、複数開催や休日開催等に努めるものとする。

(4) 狩猟免許試験は、適性試験及び知識試験を技能試験の前に行い、適性試験又は知識試験のいずれかに合格しなかつた者に対しては他の試験は行わないものとする。
なお、同一登録年度内に同一の申請者が 2 回受験した場合の 2 回目の試験については法及び施行規則に特に定めた場合以外は、定められた試験すべてを実施するものとする。

(5) 適性試験は視力、聴力及び運動能力について行うこととされ、その合格基準は、狩猟者が備えるべき適性という観点から施行規則第 52 条に定められたものであるため、視力及び聴力に係る適性試験については、受験者の視力及び聽力の程度を測定するのではなく、合格基準に適合するか否かを判定するものとする。この場合、合格基準に適合するか否かを明確に判定できるよう、原則として測定器具等を用いて検査を行い、その受験者が確実に合格基準を満たしていることを確認するものとする。なお、単純明快な基準に従つて合否は判定できるものであるから、試験官が医師等の資格を有する必要はないものとする。

(6) 適性試験のうちの運動能力の判定に当たっては、歩行、四肢の屈伸、握手及び手筋

の運動を行わせるものとする。なお、施行規則第 52 条の規定に基づき、「狩猟を安全に行うことにより支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹の障害がある者」について、「その者の身体の状態に応じた補助手段を講ずることにより狩猟を行うことに支障を及ぼすおそれがない」ことを確認する際は、補助手段（義手・義足、車いす等）に応じて、「歩行、四肢の屈伸、拳手及び手指の運動」に相当する動作（義足での歩行、車いすで地面に落ちたものを拾う等）を確認するものとする。

(7) 同時又は同一の申請時に 2 以上の狩猟免許を受けようとする者が合格基準が同じか若しくは高い方の適性試験に合格した場合には、施行規則第 55 条第 2 項及び第 3 項の規定により、他の狩猟免許試験の適性試験にも合格したものとして取り扱うものとする。なお、網猟免許若しくはわな猟免許とその他の狩猟免許を同時に受けようとする者への適性試験については、第 1 獣猟免許又は第 2 獣猟免許による適性試験よりも先に行なうよう便宜を図るものとする。

(8) 技能試験は狩猟者が狩猟に関する技能を備えているかを判定するために設けられたものであり、おおむね別表第 1 の技能試験要領により実施し、各受験者の得点を 100 点として、減点数の合計が 30 点を超えない場合を合格とする。

(9) 網猟免許に係る技能試験における道具の使用の是非の判断は 6 種類の道具について行うこととし、原則として、使用が認められている道具として、片むそり網、つき網、谷切網を、使用が禁止されている道具として、かすみ網、はり網、とりもちを使用することとするが、各都道府県の実情に応じて他の道具を使用して差し支えないものとする。わな猟免許に係る技能試験における道具の使用の是非の判断は 6 種類の道具について行うこととし、原則として、使用が認められている道具として、くくりわな（ばね併用くくりわな、竹筒式ストッパー付き）、はこわな（金属型）を、使用が禁止されている道具として、とらばさみ（はこおとし（さんなし）、くくりわな（直巻が当該都道府県において規制されている経以上のもの、竹筒式ストッパーなし））を使用することとするが、各都道府県の実情に応じて他の道具を使用して差し支えないものとする。

(10) 網猟免許に係る技能試験における道具の架設は、ひそり網について行わせるものとする。わな猟免許に係る技能試験における道具の架設は、くくりわな、はこわなのうち 1 つを申請者に選ばせた上で行わせるものとする。

(11) 技能試験に使用する銃器は、第 1 獣猟免許については撃造散弾銃、撃造空気銃及び撃造圧縮ガス銃、第 2 獣猟免許については撃造空気銃及び撃造圧縮ガス銃とし、都道府県が準備したものの中から申請者に選ばせるものとする。なお、第 1 獣猟免許を受けようとする者についての技能試験のうち、別表第 1 の第 1 獣猟免許の問題中、1 から 4 までについては撃造散弾銃で、5 については撃造空気銃又は撃造圧縮ガス銃で

行うものとする。また、試験に使用される銃器は銃口が塞いである模造銃を使用する旨を受験者に周知し、円滑な試験の実施が図られるよう留意するものとする。

(12) 技能試験における鳥獣の判別は、主たる狩猟鳥獣及びそれと誤認されやすい非狩猟鳥獣に対する判別の能力の有無を判定することが必要であるので、試験に当たっては、原則として、別表第 2 に掲げる種類の鳥獣の図画等のうちから、都道府県における狩猟の実態、鳥獣の生息状況等を勘案して選定することとするが、必要に応じてその他の種類を加えて差し支えないものとする。

(13) 鳥獣の判別は、16 種類（うち狩猟鳥獣を 9 種以上とする。）について行うものとし、図画等を 5 秒程度見せて、狩猟鳥獣が否かを答えさせ、更に、狩猟鳥獣と答えたものについてその種名を答えるものとする。

(14) 第 1 獣猟免許及び第 2 獣猟免許の技能試験における距離の目測は、狩猟者が散弾及び空気銃の弾丸の最大到達距離及び有效射程距離を了知した上で適正な銃猟を行うことが必要であるとの観点から算せられたものであるので、その実施に当たっては別表第 1 の技能試験要領に示されている距離について行うものとする。

(15) 知識試験は、原則として、三版折一式の筆記試験とし、出題数はおおむね鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する法令について 13 間、道具に関する知識について 6 間、鳥獣に関する知識について 9 間、鳥獣の保護及び管理に関する知識について 2 間、合計 30 間、時間は 90 分とするものとする。ただし、法第 49 条第 1 号に規定する者に対して課される道具に係る知識試験は、原則として 10 分とする。

(16) 知識試験は、原則として免許の種別に応じた問題とすることが望ましい。

(17) 知識試験に係る問題はおおむね次の事項から出題するものとする。

- ① 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の目的
 - (ア) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の目的
 - (イ) 狩猟鳥獣、道具、狩猟期間等
 - (ウ) 狩猟免許制度
 - (エ) 狩猟者登録制度
 - (オ) 狩猟鳥獣の捕獲が禁止又は制限される場所、方法、種類等
 - (カ) 鳥獣捕獲等の許可、鳥獣の相殺の至急並びに販売禁止鳥獣
 - (キ) 猎区
 - (ク) 狩猟者の狩猟に伴う義務（違法捕獲物の譲渡禁止を含む。）

- ② 道具に関する知識

網羅免許

- (ア) 網の種類、構造及び機能
 - (イ) 網の取扱い（注意事項を含む）
- わな網免許
- (ア) わなの種類、構造及び機能
 - (イ) わなの取扱い、注意事項を含む。特に希少な鳥獣の錯認捕獲を防ぐとともに、人や財産へ危険を及ぼすことがないように、適切な架設の数量並びに周期及び場所の選択、住民や狩猟者等に対しての周知、見回りの実施等の技術・知識を盛り込む。)
- 第1種銃免許
- (ア) 装塗銃、空気銃及び圧縮ガス銃の種類・構造及び機能
 - (イ) 装塗銃、空気銃及び圧縮ガス銃及び実色の取扱い（注意事項を含む）
- 第2種銃免許
- (ア) 空気銃及び圧縮ガス銃の種類・構造及び機能
 - (イ) 空気銃及び圧縮ガス銃の取扱い（注意事項を含む）
- ③ 鳥獣に関する知識
- (ア) 狩猟鳥獣及び狩猟鳥獣と誤認されやすい鳥獣の形態（哺乳類にあっては足跡の判別を含む）
 - (イ) 狩猟鳥獣及び狩猟鳥獣と誤認されやすい鳥獣の生態（習性、食性等）
 - (ウ) 鳥獣に関する生物学的な一般知識
- ④ 鳥獣の保護及び管理に関する知識
- (ア) 鳥獣の保護及び管理（個体群管理、被害防除対策、生息環境管理）の概要
 - (イ) 錯認捕獲の防止
 - (ウ) 鉛弾による汚染の防止（非鉛弾の取扱い上の留意点）
 - (エ) 人獣共通感染症の予防
 - (オ) 外来生物対策

(18) 狩猟免許試験の実施に当たっては、不正な手段による受験が行われることのないよう、事前に受験者に十分注意する等万全の措置を講ずるものとする。また、不正な手段により狩猟免許試験を受け、又は受けようとした者があつた場合には、その合格の取消し、又は受験の停止の措置をとることとし、その不正な手段が本人以外の者による受験やいわゆるカンニングペーパーの使用等不正な手段が悪質な場合は、その程度に応じて、更に3年以内の期間を定めて受験を禁止するものとする。

(19) 試験官が、全体的な注意事項を特定の受験者のみに何度も伝えるなど、受験者によって取扱いが異なる対応は、他の受験者等に無用な誤解を与えるため、厳に禁むこと。また、不正行為が行われることのないよう、また、万が一そのような疑いのある行為が発見された際には速やかに確認できるよう、試験中は受験者全体会の動向を常時把握でき

るようか試験官の配置・人数を確保すること。

(20) 告白都道府県知事は、狩猟試験に合格した者に狩猟免許を交付した場合は、別記様式第3号を参考にその者の狩猟者台帳を整備するものとする。

(21) 狩猟免許試験の受験を禁じた場合において、当該処分を受けた者が受験を禁止された期間内に処分を受けた都道府県以外の都道府県において狩猟免許試験を受験することがないよう、すべての都道府県知事は当該処分について了知しておく必要がある。処分を受けた者の各都道府県知事への通知は、環境大臣がこれを執行の上で、受験禁止処分を行った都道府県知事は、施行規則第57条に基づき、当該処分について、遅滞なく別記様式第2号を参考に環境大臣に通知するものとする。

5-2 狩猟免許申請の受付

(1) 都道府県知事は、狩猟免許を申請しようとする者に対して、別記様式第1号を参考に都道府県知事が指定する申請書に、施行規則第48条第2項第1号に規定する申請者が述泡刀劍類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合には、当該許可に係る許可証の写し、この場合以外にあっては、施行規則第48条第2項第2号に規定する医師の診断書、施行規則第48条第2項第3号に規定する写真1枚及び受験票等の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手を貼付した返信用封筒を添えて、申請者の住所地を管轄する都道府県知事（以下「管轄都道府県知事」という。）に、特参又は郵送により提出するよう、都道府県の広報機関、狩猟者団体等を通じて周知徹底を図るものとする。

(2) 管轄都道府県知事は、(1)の申請が提出された時は、受験票に写真を貼付し、試験の日時、場所等の所要事項を記載して申請者あてに送付するものとする。

(3) 法第40条第1号の規定により、網羅免許及びわな網免許にあっては18歳に、第一種銃免許及び第二種銃免許にあっては20歳に満たない者は狩猟免許を受けることができないこととされ、法第47条の規定により、当該規定に該当する者は狩猟免許試験を受けることができないこととされている。申請の日ではなく、狩猟免許試験の日において、網羅免許及びわな網免許にあっては18歳に、第一種銃免許及び第二種銃免許にあっては20歳に満たない者は当該試験を受けることができないこととなるので、留意すること。また、このことについて都道府県の広報機関、狩猟者団体等を通じて周知徹底を図るものとする。

6. 狩猟免許の更新

6-1 狩猟免許の更新

(1) 都道府県知事は、狩猟免許の更新を申請しようとする者に対して、別記様式第4号を参考に都道府県知事が指定した申請書に、施行規則第48条第2項第1号に規定する申請者が銃刀法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあっては、

当該許可に係る許可証の写し、この場合以外にあっては、施行規則第48条第2項第2号に規定する医師の診断書、同項第3号に規定する写真1枚及び受験票等の郵送に必要な郵送料に相当する郵便切手を貼付した返信用封筒添えで、管轄都道府県知事に持参又は郵送により提出するよう、都道府県の広報機関、狩猟者団体等を通じて周知徹底を図るものとする。

なお、施行規則第48条第2項第2号に規定する写真は、狩猟免許の備考欄に狩猟免許に係る注意事項として眼鏡等使用と記載された者の場合は、眼鏡等を使用して撮影したものとする。

(2) 管轄都道府県知事は、(1)の申請書が提出された時は、適性検査の受験票に写真を貼付し、適性検査及び講習の日時、場所等の所要事項を記載して申請者あて送付するものとする。

(3) 狩猟免許の更新のための適性検査は、毎登録年度1回以上、当該登録年度の9月14日に有効期間が満了する狩猟免許を受けている者について行い、適性試験及び法第51条第2項ただし書の規定による確認の結果から判断して狩猟免許の更新を申請した者が狩猟をすることが支障がないと認めたときは、当該申請者の現に有する狩猟免状と引換えに、新たに狩猟免状を交付するものとする。

(4) 同時又は同一の申請に係る受験時に2以上の狩猟免許の更新のための適性検査を受けようとする者が、合格基準が同じか又は高い狩猟免許の適性検査に合格した場合には、その他の狩猟免許の適性検査にも合格したものとして取り扱うものとする。なお、同時に2以上の狩猟免許の更新を行おうとする者の便宜を図るため、可能な限り合格基準の高い第1種狩猟免許又は第2種狩猟免許に係る適性検査を先に行うよう努めるものとする。

6-2 適性検査及び講習

(1) 都道府県知事は毎年4月16日以降速やかに適性検査及び講習を行う場所、その期日、更新申請書の提出期間及び提出先等を都道府県の広報等により公示し、併せてこのことを都道府県の広報機関、狩猟者団体等を通じて周知徹底をさせるものとする。

(2) 講習は更新の要件ではないが、狩猟者の資質の維持、向上を図るために重要なものであり、その受講が狩猟者の利益にも合致するものであるので、適性検査と併せて行い、申請者が極力受講するよう努めるものとする。

(3) 講習の実施についてはおおむね以下により行うものとする。

- ① 講習の規模
1会場当たり100人から200人程度を対象とする。
- ② 講習の時間
講習の時間は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する法令、鳥獣の判別及び氣具の実物、第2種銃械免許関係の構造部等を使用して講師が自ら獵具の機能的取扱い

取扱い、鳥獣の保護及び管理に関する知識の各項目についてそれぞれ1時間以上、合計3時間以上とする。

- ③ 講習科目
- (ア) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する法令
- (イ) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する法律、同法施行令、同法規則及び同法に基づく環境省告示並びに都道府県の告示及び同法に関する都道府県の条例、規則、告示
- (ウ) 絶滅のおそれのある野生動植物種の種の保存に関する法律、自然公園法、自然環境保全法、文化財保護法、武器刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法、特定外來生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律中の鳥獣又は狩猟に関する事項
- (イ) 鳥獣の判別
- 狩猟鳥獣及び狩猟鳥獣と誤認されやすい鳥獣の形態、生態、識別の概要
- (ウ) 気具の取扱い
- (イ) 網及びわなの種類、構造及び装置方法の概要並びに使用上の注意事項
- (ii) 使用禁止の氣具と法定氣具の区別
- (iii) 犯器の種類、構造及び威力の概要
- (iv) 犯器の操作方法並びに保管、携帯及び運搬の要領
- (v) 事故防止の注意事項
- (エ) 鳥獣の保護及び管理に関する知識
- (i) 鳥獣の保護及び管理、個体群管理、被害防除対策、生息環境管理の概要
- (ii) 錯誤捕獲の防止
- (iii) 鉛弾による汚染の防止（非鉛弾の取扱い上の留意点）
- (iv) 人獣共通感染症の予防
- (v) 外来生物対策
- (オ) 講習要領
- (ア) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する法令
- 講義は、都道府県職員が担当し特に狩猟者として守るべき事項について举例、行政不服審査の裁決等の実例をとりあげ、特に違反の防止についての徹底を図るものとする。
- (イ) 鳥獣の判別
- 講義は、都道府県職員、学識経験者等が担当し、はく製、スライド、絵画等を利用して、識別すべき特徴について詳細に解説するものとする。狩猟鳥獣と非狩猟鳥獣を誤認して捕獲する事例が見られるカモ類、シギ類等については、特に協調して単別法の解説を受講者に対して行うこととし、更にどっさの場合の狩猟鳥獣の識別には熟練を要するものであることを徹底させ、常に自己研さんに行なうよう要請するものとする。
- (ウ) 気具の取扱い
- 講義は、都道府県職員、学識経験者等が担当し、網網免許及びわな第免許関係氣具の実物、第2種銃械免許関係の構造部等を使用して講師が自ら獵具の機能的取扱い

いを示すとともに、受講者の中から指名した者に道具の取扱いを実演させること等により、正しい道具の取扱いの方法を理解させるものとする。また、事故の実態とその防止方法を示して事故防止の目的を達成するよう努めるものとする。

特にわなの取扱いについては、希少な鳥獣の銃撃捕獲を防ぐとともに、人や財産への危険を及ぼすことがないように、事例を示し、適切な架設の数量並びに時期及び場所の選択、住民や狩猟者等に対しての周知、見回りの実施等の適切な取扱が図られるよう努めるものとする。

(4) 適性検査及び講習の実施日については、都道府県の実情に応じて定めるものとすることが、更新者の利便性に考慮して、複数開催や休日開催等に努めるとともに、狩猟免許の有効期間内に狩猟免許の更新をしようとする者全員について適性検査等を受ける機会を与える必要があるため、毎年9月14日に適性検査等を実施するよう努めるものとする。また、災害その他やむを得ない事由で、狩猟免許の有効期間内に更新を受けることができなかつた者について施行規則第56条第1項の規定に基づき、適性検査のみによって狩猟免許を与える場合にあっても、当該者に対し狩猟に関する技能及び知識について個別に必要な事項の指示を行った後に狩猟免許を交付するよう努めるものとする。

(5) 第1種狩猟免許証を交付された者については第2種狩猟免許の狩猟免状を交付された者とみなす。当該講習の実施に当たっては、空気銃及び圧縮ガス銃に関する知識のうち、次の事項を講習内容として加える。

- ・空気銃及び圧縮ガス銃の種類及び構造
- ・空気銃及び圧縮ガス銃に使用される弾丸の種類及び飛距離
- ・空気銃及び圧縮ガス銃の正確操作等、装填、射撃姿勢の実施方法

6-3 適性試験の免除

(1) 法第51条第2項ただし書の規定に基づき、施行規則第59条の2に定める方法により、狩猟について必要な適性を有することが確認された者については、狩猟免許の更新時の適性試験が免除されている。その際、狩猟について必要な適性を有することを確認するため提出する施行規則第59条の2に規定する書面は、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行等について」(平成27年5月20日付け環日本野発第15052001号自然環境局長通知)Ⅶ様式2-1リを参考とするものとする。

(2) 当該免除は「認定鳥獣捕獲等事業に從事する者」に適用されるが、これは施行規則第19条の3に規定する事業従事者を指す。事業従事者については、法第18条の2の認定の際に氏名等が登記されているわけではないため、名簿等により個々に判別することはできないが、当該事業者の事業従事者が否かについては、施行規則第59条の2に基づき認定鳥獣捕獲等事業者が作成した書面によって判断して差し支えない。

(3) 事業従事者が、その所属する認定鳥獣捕獲等事業者が認定を受けている新法以外の新法(以下「認定外新法」という。)に係る狩猟免許を有しており、施行規則第59条

の2に基づき認定鳥獣捕獲等事業者が作成した書面により、当該認定外新法に係る狩猟免許に必要な適性を有することが確認された場合は、当該免許に係る適性試験が免除される。

7. 狩猟免許に関する処分

(1) 狩猟の取締りについては、警察当局とも密接な連携を保ちつつ積極的に実施し、狩猟の適正化に努めるものとする。

(2) 狩猟免許を受けた者が、法又は法の規定による禁止若しくは制限に違反した場合には、管轄都道府県知事はその者の狩猟免許を取り消し、又はその状況を勘案して1年以内の期間を定めて、狩猟免許の効力を停止することができる。この狩猟免許の効力の停止は、原則として、違反に対する罰則が罰金刑のみである場合に適用するものとし、違反に対する罰則に懲役刑を含む場合は、原則として、狩猟免許の取り消しを適用するものとする。

(3) 狩猟免許の効力の停止の期間は、原則として1年間とする。ただし、法第86条に規定する罰則の適用を受ける違反又は違反形態の中で罰則規定の定められない違反で、違反を繰り返す者又は悪質な者以外の違反に対する場合は、狩猟期間中の2か月を含む期間の効力を停止を行うことができるものとする。

なお、狩猟期間中の2か月間を含む期間の効力を停止とは、例えば、狩猟期間(当該都道府県における新規の狩猟期間及び法第14条第2項の規定により延長されている狩猟期間を含む。(3)において同じ。)の末日が3月15日で、次年度の狩猟期間の初日が10月15日である都道府県において、2月1日を効力停止の始期とする場合に、2月1日から3月15日まで(1か月半)及び10月15日から10月末日まで(半年)の2か月を含む期間、つまり2月1日からその年の10月末日まで効力を停止することをいうものである。

(4) 狩猟免許を受けている者の違反行為は、すべての都道府県の区域で起こりうることから、管轄都道府県知事が狩猟免許の取消し又は停止の処分を行えるよう、各都道府県知事は、狩猟免許を受けている者が法等に違反する行為を行つたことを知つた時は、施行規則第62条第1項に基づき、管轄都道府県知事に必要な事項を通知するものとする。

(5) 狩猟免許を取り消された者又は法令等に違反し、罰金以上の刑に処せられた者が免許を取り消された日又は刑の執行が終わった日等から3年を超えることなく、犯分を受けた都道府県以外の都道府県において狩猟免許を受けることがないよう、すべての都道府県知事が当該処分について了知しておく必要がある。処分を受けた者の各都道府県知事への通知は、県境大臣がこれを行うので、狩猟免許の取消し処分を行つた又は罰金以上の刑の執行が行われたこと等を知つた都道府県知事は、当該処分について、速達なく別添様式第2号を参考に県境大臣に通知するものとする。

8. 狩猟免状の返納

(1) 管轄部道府県知事は、狩猟免許を取り消し、又は狩猟免許の効力を停止した時は、本人あてその理由を明記して通知するとともに、狩猟免状を返納させ、又は狩猟免状を提出させて、狩猟免状の備考欄にその旨を記載するものとする。

(2) 施行規則第 65 条第 4 項の規定により、狩猟免状の交付を受けた者が管轄部道府県知事以外の都道府県知事の登録を受けるために必要がある場合は、狩猟免状の再交付を請求することができることとされているが、この登録のための狩猟免状の再交付に当たっては、狩猟免状の備考欄に「狩猟者登録用」と記載するとともに、申請者が狩猟者登録のために当該狩猟免状を使用しなかつた場合は、狩猟期間が満了した時は速やかに当該狩猟免状を返納させるものとする。

VII-2 狩猟者登録

1. 狩猟者登録

(1) 都道府県知事は、狩猟者登録を受けようとする者は、別記様式第 5 号を参考に都道府県知事が指定する狩猟者登録申請書に、申請者が施行規則第 67 条に定める要件を備えていることを証する書面、施行規則第 65 条第 2 項第 2 号に規定する写真、納猟免許、わな猟免許又は第 1 種狩猟免許に係る狩猟者登録を受ける者が当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しないものにあっては、そのことを証明する市町村長の発行する書面及び狩猟者登録証等の送付に必要な郵便手封を貼付した返信用封筒を添えて、狩猟者登録を受けようとする都道府県知事に持参又は郵送により提出し、かつ狩猟免状及び狩猟者登録手数料を狩猟者登録を受ける際に納付するよう都道府県の広報機関、狩猟者団体等を通じて周知徹底を図るものとする。また、狩猟税の減免を受けようとする者に係る添付書類については、「狩猟税の減免措置に伴う鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部改正について」(平成 27 年 3 月 30 日付け農野官第 1503203 号自然環境局野生生物課長通知)を参照し、必要となる書類について都道府県の広報機関、狩猟者団体等を通じて周知徹底を図るものとする。

なお、狩猟者登録を行うに当たっては、法第 39 条第 3 項の表に掲げる「獵法の種類」毎に登録を行うこととする。

新規に、第 1 種狩猟免許を所持する者が空気銃を使用する獵法の登録を受ける場合にあっては、第 2 種狩猟免許に係る狩猟者登録を受けることとする。この場合第 2 種狩猟免許に係る狩猟者登録の狩猟税が課される。

新規に第 1 種狩猟免許を所持する者が空気銃及び空気銃銃身に加えて空気銃を使用する場合には、第 2 種狩猟免許に係る狩猟者登録は要しない。

既に第 1 種狩猟免許に係る狩猟者登録を受けている者が空気銃に加えて空気銃を使用する場合の登録にあっては、法第 61 条第 4 項に基づく届出が必要となる。この場合、第 2 種狩猟免許に係る狩猟者登録の狩猟税は課されない。

第 1 種狩猟免許を所持する者が既に第 2 種狩猟免許に係る狩猟者登録を受け、その登

録期間中に、空気銃に加えて装薬銃を使用する場合の登録にあっては、第 1 種狩猟免許に係る狩猟者登録をする(第 2 種狩猟免許に係る狩猟者登録は抹消されない。)。この場合、新たに第 1 種狩猟免許に係る狩猟者登録の狩猟税が課される。

① 施行規則第 67 条第 2 項第 1 号に定める要件を備えていることを証する書面はおむね次の様式によるものとする。

② 別記様式第 7 号、別記様式第 7 号の 2 又は第 7 号の 3
③ 施行規則第 65 条第 2 項第 2 号に規定する写真是狩猟免許の備考欄に狩猟免許に係る注意事項として眼鏡等使用と記載された者の場合は、眼鏡等を使用して撮影した写真とする。

(2) 保険の適用期間が、当該都道府県における狩猟期間の全期間を含んでない申請にあつては、狩猟期間の途中で保険が適用される期間が終了した場合、法第 58 条第 3 号に定める要件を具備していない者となり、狩猟者登録の取消し等の対象となることから、あらかじめ、当該都道府県における狩猟期間の全期間を含む保険に加入するよう指導すること。

ただし、申請の際、保険の適用期間が、当該都道府県における狩猟期間の全期間を含んでない場合であつても、狩猟期間を行なうことは不可以ない。この場合、保険の適用期間の末日までに保険の延長をすること又は狩猟者登録証の返納をすること等について、狩猟者登録証の備考欄に記載するとともに、これらの措置がなされず、法第 64 条第 3 号に定める要件を満たしていないことが確認された場合は、法第 64 条第 2 号の規定に基づき、狩猟者登録の取消し又は保険の停止を行うこと。

(3) 保険が適用されるわなの設置数に 30 個以下の上限数が設定されている場合であつても、狩猟期間中に当該上限数を超えるわなのを設置しないことが認められる者については、狩猟者登録に係る損害賠償能力の要件を満たすものと考えて差し支えない。ただし、保険が適用されるわなの設置数を超える数のわなを設置した場合、当該わなについては保険が適用されず、法第 58 条第 3 号に定める要件を具備していない者となり、狩猟者登録の取消し等の対象となることから、あらかじめ、その旨について十分に申請者に周知するとともに、保険が適用されるわなの設置数を超える数のわなを設置しないことについて狩猟者登録証に記載すること。

(4) 都道府県知事は、その管轄する区域に住所を有しない者から狩猟者登録の申請があつた場合には、施行規則第 65 条第 3 項の規定により、次の資料のいずれかを添付させることにより、当該申請者(申請者の代理人を含む。以下同じ。)が現に狩猟免許を受けているかどうか及びその効力を確認するものとし、このことを狩猟者団体を通じて周知徹底を図るよう努めるものとする。

① 申請者が持参して呈示する狩猟者登録を受けようとする狩猟免許に係る狩猟免許の写し

② 申請者の提出する、施行規則第 65 条第 4 項の規定により再交付を受けた、狩猟者登

- (3) 申請者の提出する、一般社団法人大日本獣友会の会員である都道府県獣友会の会員が原本に相違ない旨を記めた狩猟免状の写し（当該登録年度に発行したものに限る。）

以上の文字で住所及び氏名並びに狩猟者登録証に記載された都道府県知事名、登録年度及び登録番号を記載した金属又はプラスチック製の標識を付けなければならぬこととされているので、その旨を当該狩猟免許による狩猟者登録を受けた者に指導するものとする。

- (5) 都道府県知事は、狩猟者登録をした場合は、狩猟者登録証及び狩猟者登録記録とともに施行規則第 68 条に基づき、当該都道府県の区域内における指定獵法禁止区域、鳥獣保護区、鳥獣保護区特別保護地区、特別保護指定区域、休猟区、休猟区、特別獵具使用禁止区域、特定獵具使用制限区域及び猟区（放鳥獣猟区であるか否かを明らかにするものとする。）等の位置を示す図面を交付するものとする。
- 上記の図面は、施行規則第 69 条様式第 19 に基づいて鳥獣保護区等の区域を表示するものとする。
- なお、法第 57 条第 3 項により、都道府県知事は同条第 1 項の規定による登録したときは、通常なく、その旨を申請者に通知しなければならないとしているが、通知の方法については、各都道府県の実情にあわせて、文書による通知の他、狩猟者登録証等の交付をもつてそれに変えるなどの取扱いを行なうとする。
- また、図面の余白には、狩猟者登録を受けた者が承認しておく必要のある事項として、以下に掲げる事項を表示するよう努めるものとする。

- ① 都道府県名
- ② 作成年度
- ③ 地図の縮尺
- ④ 凡例
- ⑤ 指定獵法禁止区域
- ⑥ 烏獣保護区一覧表（国指定鳥獣保護区、都道府県指定鳥獣保護区別にまとめたもの）
地図上の表示と对照するための番号、名称、存続期間、区域、面積、特別保護地区のある場合はその面積、特別保護指定区域のある場合はその面積及び指定期間
- ⑦ 特定獵具使用禁止区域一覧表
- ⑧ に準ずる（以下⑩まで同じ）
- ⑨ 特定獵具使用制限区域一覧表
- ⑩ 第区一覧表
- ⑪ 放鳥獣猟区はその旨を明記する。
- ⑫ 休猟区一覧表
- ⑬ 法第 14 条第 1 項に基づく特例休猟区の指定がある場合はその旨を明記する。
- ⑭ 捕獲禁止又は制限区域一覧表
- ⑮ 法第 12 条第 3 項に基づく入猟者制限区域がある場合はその旨を明記する。
- ⑯ 日の出、日の入りの時刻
- ⑰ 鳥獣行政関係機関一覧表

- (6) 狩猟免許、わな猟免許の狩猟免許を受けている者が獵具を用いて狩猟を行う場合は、施行規則第 70 条第 2 項の規定により獵具ごとに 1 字の大きさが縦横 1 センチメートル

(7) 法第 67 条第 1 項の規定により、都道府県知事は狩猟者登録を行った時は、その旨を管轄都道府県知事に通知することとされている。この場合における通知事項等は、施行規則第 71 条第 1 項により定められているが、都道府県知事が作成する狩猟者登録台帳の写しの送付をもって、当該通知に替えることができるものとする。

- (8) 都道府県知事は、狩猟者登録を行った者について、別記様式第 8 号を参考に狩猟者登録台帳を作成するものとする。
- (9) 領海を含めて都道府県の境界付近で狩猟をしようとする者については、それぞれの区域を管轄する都道府県知事の狩猟者登録を受けるよう指導するものとする。

2. 狩猟者登録の抹消

管轄都道府県知事は、法第 52 条第 1 項又は第 2 項の規定により狩猟免許を取消し又は狩猟免許の効力を停止した場合又は法第 87 条の規定により狩猟免許が失効した場合には、法第 67 条第 2 項の規定により、当該取消し等に係る狩猟免許を受けている者が登録を行った都道府県知事に通知することとされている。この場合において、管轄都道府県知事は施行規則第 71 条第 2 項に規定された事項について、狩猟者登録を行った都道府県知事に連絡するものとする。

また、通知を受けた都道府県知事は、直ちにその者の狩猟者登録を抹消するとともにその旨を本人及び管轄都道府県知事に通知するものとする。

3. 変更登録

法第 61 条において、狩猟者登録の「変更登録」等が規定されている。この規定は「新規の登録」と「変更登録」を明確に分類し整理したものである。
具体的には法第 56 条第 2 号の「狩猟をする場所」を変更する場合については「変更」として整理するとともに、併せて同条第 1 号の「狩猟免許の種類」を変更する場合についても同様に「変更」と整理することとし、狩猟者登録を受けようとする者は、別記様式第 6 号を参考に都道府県知事が指定する狩猟者登録申請書に必要事項を記載の上、都道府県知事に提出することとするがその際の添付書類は、写真のみである。

なお、「変更登録」の申請があった場合には、「狩猟者登録証」及び「狩猟者記録」を返却し、新たに「狩猟者登録証」及び「狩猟者記録」を発行することとする。その際、前の狩猟者登録にかかる捕獲した鳥獣の報告について、狩猟期間終了後新たに発行した狩猟者登録証にそれぞれ分類して記入の上、返納することとする。

- (1) 新規と変更の区分
法第 66 条第 1 号に基づく「狩猟免許の種類」及び同条第 2 号に基づく「狩猟をする場

所」について、それぞれ「新規」と「変更」の区分について以下のとおりとする。

- ① 狩猟免許の種類に係る変更等
既にある種の狩猟免許にかかる狩猟者登録を行っている者が、後で別の狩猟免許にかかる狩猟者登録を行う場合、既に狩猟者登録を受けている狩猟免許にかかる狩猟者登録を継続する場合は「新規」として取り扱う。
- ② 狩猟をする場所に係る変更等
既に放鳥獵猟区のみでの狩猟者登録を行っている者が、全国での登録に拡大する場合は「変更」として取り扱う。
逆に、全国での登録を受けた者が、放鳥獵猟区でも狩猟者登録を行う場合は、狩猟者登録の変更是要しない。

(2) 狩猟税

狩猟者登録を受ける者は、当該登録を受ける都道府県に対して地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の51に基づき、狩猟税を納入しなければならないとしている。この税は、狩猟者の登録を受ける者が狩猟者登録を受けることによって狩猟行為をなし得る地位を獲得することに着目して課税され、地方税法第700条の51に規定される鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に要する費用に充てることとされている。納稅義務者については、「変更登録」を受ける者も含まれる。したがって、変更登録を受ける者は、新規の狩猟者登録を受ける場合と同様に、狩猟税を納入することとなる。仮に、「変更登録」の場合に税負担を求めないとした場合、例えばカモ猟を行う狩猟者が最初に編集免許にかかる狩猟者登録を行い200羽のカモを捕獲し、その後「変更登録」において第一種統一免許にかかる狩猟者登録を行った場合、最初から2種類にかかる狩猟者登録を行っていた者と「変更登録」を行った者の間では税の負担額に差が生じる。また、最初に税負担額の安い第一種統一免許や放鳥獵猟区のみでの登録を受け、その後第一種統一免許や全県下での登録に変更した場合についても、その逆の登録を行った者との間で同様に差が生じる。このように、「変更登録」の際に免税することは、税の抜け道をつくることにもつながるため、「変更登録」においても「新規登録」と同様の税負担とすることとしている。

(3) 手数料

登録の際の手数料については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）において定められているが、その理由は、手数料の額に各県での格差が大きい場合、特定の県に狩猟者が集中し、鳥獣の保護に支障が生じる可能性があるためである。

今回の変更登録に際しては、同政令に基づく標準額を定めていないが、これは、「変更登録」については、既に狩猟者登録を受けている都道府県内の変更であるため、手数料に他の都道府県との格差が生じたとしても、特定の県へ狩猟者が集中することは想定されないためである。

なお、各都道府県において「変更登録」に関する手数料を定める場合にあっては、そ

のほかの、地方公共団体の手数料の標準に関する政令により定める事項とともに、条例等により規定する必要がある。

4. 捕獲報告

狩猟者登録を受けた者は、施行規則第65条第11項の規定により狩猟者登録証を、有効期間が終了した日から30日以内に交付を受けた行政庁に返納しなければならないこととされており、併せて同条第13項により当該登録の返納及び捕獲報告の実施が、適切に行われるよう狩猟者を指導するものとする。

なお、所定の日までに報告を行わない者については、法第75条第1項の規定に基づき報告の徵収を行うとともに、悪質な者については、法第86条第2号の適用等についても記述するものとする。また、当該規定に係る悪質な違反者に対しては、法第52条第2項に基づく行政処分を検討する等、厳格な対応をすることとする。さらに、これらの報告義務に関する規定に違反した者は、法第86条第2号に基づき30万円以下の罰金が課される対象となること、捕獲情報は科学的・順忯的な鳥獣の保護及び管理の推進のために極めて重要な資料となることについて、狩猟者登録を受けた者に対して、周知徹底するものとする。指定管理鳥獣の捕獲報告については、捕獲に当たって得られる情報が科学的かつ計画的な鳥獣の管理に有益であることに鑑み、捕獲情報等（捕獲数（雌雄別、幼成別等）、捕獲位置、捕獲効率等を、狩猟者、狩猟者団体等にその旨を周知するものとする。

5. その他

5-1 各種届出

(1) 狩猟免状、狩猟者登録証等の亡失届出及び再交付申請書は別記様式第9号を参考にするものとする。

(2) 住所変更等の届出
狩猟免状を受けた者がその住所を変更した時は、法第46条第1項の規定により、管轄都道府県知事にその旨を届け出ることとされているが、この届出に当たっては、別記様式第9号を参考に新・旧住所、氏名、狩猟免許の種別及び免許番号を届け出させるものとする。

(3) 個人情報の第三者提供に関する情報について
捕獲情報収集システム許可証等発行サブシステムを活用して狩猟免状、狩猟者登録証等の発行事務を行う場合、東京都サーバーを介して狩猟者データの管理を行うこととなるが、この行為は個人情報保護関係法令では、個人情報の第三者提供に該当する。そのため、当該システムを活用する場合、各都道府県が狩猟関係の事務に基づいて保有した個人情報の取扱が適切に行われることを各狩猟者等に公示し、第三者（環境省）にて適切に管理されるることに同意することを強調する必要があることに留意すること。

(1) 法第46条第1項の規定による住所変更の届出が都道府県の区域を超えて住所を変更した者から行われる場合における当該届出先の管轄都道府県知事とは、当該届出者が住所を変更した後の住所地を管轄する都道府県知事である。このため、当該届出を受けた都道府県知事は、施行規則第49条に基づき、当該届出者の旧住所地を管轄する都道府県に当該届出の内容を通知するものとする。また、当該通知を受けた当該届出者の旧住所地を管轄する都道府県知事は、当該者の守原者台帳の写しを管轄都道府県知事に送付し、管轄都道府県知事はこれを受けて守原者台帳を整理するものとする。

図面を示す場合の区間等の表示方法

(1) 施行規則第 68 条に規定する鳥獣保護区等の区域を表示する図面の作成に当たって

① 施行規則第 69 條様式第 19 の表に掲げられた区域を表示する場合は、当該区域を示すために、必ず左端に「区域」の記入を付す。又は、必ず右端に「区域」の記入を付す。

② 様式第19備考2の区画の設定は昭和48年7月行政管理庁告示第143号（統計に用いる標準地域マッシュおよび標準地域マッシュ・コード）に準じて行うこととし、縦5キロメートル、横5キロメートルを表示する区画は国土地理院発行の2万5千分の1地形図を縦横に各2等分（4分割）した場合の1区画に相当するものである。また、各区画に設定する番号（以下「マッシュコード番号」という。）は別紙1「マッシュコード番号の付け方」を参考に行うものとする。

③ 本へは開つまひつ、やめに付近の山が見えない限り。いは、山脈が見

④ 次式第19表欄外下に記述した「社寺境内、墓地等の狩獵の禁止されている区域」に

都道府県の判断により法第12条第1項又は第2項により指定された区域等を表示する場合に、その旨を表示するものとする。

一、機器人

卷之三

第十章 犯罪的种类与处罚

様式第2号の2 免許試験の受験登録手続全般

样式第3号 狩獵者台帳

樣式第4号 獅獮免許更新申請書

請將申請登錄者狩獵第5號樣式

樣式第6號
變更登錄申請書

樣式第1考 犬獵災害共濟事業發起人

株式会社 質真性保険証券

卷之三

样式第1号
(背面)

整 理 番 号		狩 猎 免 許 申 請 書				取 入 証 紙									
知 事 殿				年 月 日											
住 所	(〒)			電話番号 ()											
ふ り が な															
氏 名															
生 年 月 日	年 月 日	性 別	男 ・ 女												
<p>下記のとおり、狩猟免許を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第41条の規定に基づき申請します。</p> <p>記</p> <p>(1) 受けようとする狩猟免許の種類及び使用しようとする道具の種類並びに第1種統系免許又は第2種統系免許の道具の所持許可(免許の種類欄の□に印を付し、番号に○印を付す。)</p>															
<p>□ 狩猟免許 1 綱 □ わな獵免許 2 わな</p> <table border="1"> <tr> <td>□ 第1種 統系免許</td> <td>3 ライフル銃 4 散弾銃</td> <td>獵 銃 ・ 空 気 銃 所持許可証番号</td> <td>号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 空 気 銃 6 空 気 銃 (圧縮ガスを使用するものを含む)</td> <td>交 付 年 月 日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <p>□ 第2種 統系免許</p>								□ 第1種 統系免許	3 ライフル銃 4 散弾銃	獵 銃 ・ 空 気 銃 所持許可証番号	号		5 空 気 銃 6 空 気 銃 (圧縮ガスを使用するものを含む)	交 付 年 月 日	年 月 日
□ 第1種 統系免許	3 ライフル銃 4 散弾銃	獵 銃 ・ 空 気 銃 所持許可証番号	号												
	5 空 気 銃 6 空 気 銃 (圧縮ガスを使用するものを含む)	交 付 年 月 日	年 月 日												
免 許 の 種 類	狩 猎 免 許 番 号	試 験 の 結 果	適 性 試 験	知 識 試 験	技 能 試 験										
網 張 免 許	号														
わ な 獵 免 許	号														
第 1 種 統系免許	号														
第 2 種 統系免許	号														

（其二）

(2) 他の特許免許を受けている場合は、その特許免許の番号及び特許免許を交付した都道府県知事名、交付年月日及び特許免状の種類、特許免許番号ににおいて他の特許申請又は免許更新申講書を提出していることの有無						
他の免許	免許	都道府県 知事名	交付年月日	年 月 日	特許免状の 番号	更新の有無 号
(3) 鳥獣の保護及び管轄並びに狩猟の適正化に関する法律又は同法の規定に基づく命令の規定に違反して罰金以上の罰に処せられたことの有無(有無のいずれかに〇印を付し、かつ、右の場合はその形の執行を行なった年月日を記載すること。)						
罰金以上の罰に処せられたことの有無		1 有	2 無			
執行を受けることのなくなった年月日						
(4) 特許免許を取り消されたことの有無(有無のいずれかに〇印を付し、かつ、右の場合にはその年月日、特許免許の種類及び都道府県知事名を記載すること。)						
免許を取り消されたことの有無	免許の種類	1 有	2 無	免許を取り消した都道府県知事名	知事	
年月日						
(5) 個人情報の扱いについて						
申請者の個人情報は、特異にかかる行政事務の手続き等を効率化し、料理者情報をとして蓄積するため、国が提供する情報システムにて一元管理します。特異にかかる行政事務以外の目的で申請者の個人情報を使用することはあらせんが、個人情報を国が提供する情報システムで管理することに同意いただくことが必要です。						
個人情報の提供(国が提供する情報システムでの管理)の同意						
記載上の注意事項						
1 文字は略書きで明瞭に記載すること。 2 大枠欄には、申請者は記載しないこと。 3 (5)において、個人情報の取り扱いに関する同意の有無の番号に〇を付けること。						

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 版とする。

(様式第2号)

年 月 日
環境大臣 殿
免許免許等の取消しについて

標記の件について、下記のとおり狩猟免許の取消しを行ったので通知します。

取り消した狩猟免許	通用条項
種類	
番号	
交付年月日	
狩猟経験年数	

(注1) 用紙の大きさは、日本産業規格A4版すること。

(注2) 狩猟免許停止処分通知は、本様式の「取消し」を「停止」に、「取り消した狩猟免許」を「停止した狩猟免許」に変えること。

(様式第2号の2)

年 月 日
環境大臣 殿
都道府県知事
免許試験の受験禁止について

標記の件について、下記のとおり狩猟免許の受験禁止を行ったので通知します。

住 所	住 所
氏 名	氏 名
生 年 月 日	生 年 月 日
取消しの年月日	禁止の年月日
取消しの理由	禁止の理由
取扱い	禁止期間

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4版とすること。

樣式第4號

注 皆經郵送府県事以外の都道府県の登録については、返納年月日は記載しないものとする。
「施行規則第6条第7号、第8号又は第9号の該当者か否かの別」の欄には、該当する場合は第何号に該当する
かを記載するものとする。いずれにも該当しない場合には「否」と記載するものとする。
対象業種専門店であるが他の欄は、対象業種専門店である場合は該当市町村名を、対象業種専門店でない場
合は「否」と記載するものとする。
この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

整 理 番 号		獣 猫 免 許 更 新 申 請 書		收 入 証 紙	
知事 殿				年 月 日	
住 所	(〒) ふ り が な	電話番号())			
氏 名					
生 年 月 日	年 月 日	性 別	男 ・ 女		
下記のとおり、狩猟免許の更新を受けたので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第51条第1項の規定に基づき申請します。 記					
(1) 更新を受けようとする狩猟免許の種類及び使用しようとする獵具の種類並びに第1種狩猟免許又は第2種狩猟免許の獵具の所持許可。免許の種類欄の□に印を付し、番号に○印を付す。)					
□ 獣類免許	1 網	□ わな獣免許	2 わな		
□ 第1種 狩猟免許	3 ライフル銃 4 散 弾 銃	獵 獣 持 許 可 証 番 号	空 気 獣 空 気 獣 文 付 年 月 日	年 月 日	年 月 日
	5 空 気 獣 (圧縮ガスを使用するものを含む。)				
□ 第2種 狩猟免許	6 空 気 獣 (圧縮ガスを使用するものを含む。)				
免 許 の 種 類	狩 猎 免 許 番 号	講習会	適 性 試 験 の 結 果		
免 許	号		視 力	聽 力	運動能力
わ な 獣 免 許	号				
第1種 狩猟免許 第2種 狩猟免許					

(裏面)

(2) 現に有効な狩猟免許(免許の種類欄の□にレ印を付す。)

免許の種類	狩猟免許を交付した都道府県知事名	狩猟免状の番号	交付年月日
綱獵免許	知事	号	年月日
わな獵免許	知事	号	年月日
第1種狩猟免許	知事	号	年月日
第2種狩猟免許	知事	号	年月日

(3) 有効期間満了前の更新
同一登録年度において、更新を受けようとする狩猟免許と異なる種類の狩猟免許に係る免許申請書または免許更新申請書を提出している場合は、その狩猟免許の種類。

免許の種類

(4) 認定鳥獣捕獲等事業の従事者の場合は、適性の確認欄の□にレ印を付すること。)
適性の確認

(5) 国個人情報の取扱いについて

申請者の個人情報は、狩猟にかかる行政事務の手続き等を効率化し、狩猟者情報として蓄積するため、国が提供する情報システムにて一元管理します。狩猟にかかる行政事務以外の目的で申請者の個人情報を使用することはあらませんが、個人情報を国が提供する情報システムで管理することに同意いただくことが必要です。

個人情報の提供(国が提供する情報システムでの管理)の同意 同意する 同意しない

記載上の注意事項

- 1 文字は楷書で明瞭に記載すること。
- 2 太枠欄には、申請者は記載しないこと。
- 3 (3)において、現に有効で複数保有している者で、その有效期が一番早く満了する狩猟免許の更新に併せて、現に有効な他の狩猟免許の更新をする場合、この欄に記載すること。
- 4 (4)において、適性の確認がなされている場合は、認定鳥獣捕獲等事業者が当該従事者について、狩猟について必要な適性の確認をした旨の様式による書面を添付すること。
- 5 (5)において、個人情報の取り扱いに関する同意の有無の番号に○を付けること。

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4版とすること。

(様式第5号)(表面)

※登録番号	狩猟者登録申請書	年月日	写真
知事 殿		(平)	収入証紙
住所	電話番号()	年月日	
氏名	ふりがな	年月日	
生年月日	性別	男・女	
下記のとおり狩猟者登録を受けたので鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第56条の規定により申請します。 記			
(1) 狩猟者登録を受けようとすると新規免許の種類(□にレ印を付す)、使用する新規の種類(番号に○印を付す)、免許を与えた都道府県知事名、交付年月日及び新規免状の番号、所持する免許の種類(□にレ印を付す)、第2種狩猟免許に係る登録の場合に限る)を記入。 なお、第1種狩猟免許を受けたが空気銃のみを申請する場合は、第2種狩猟免許申請書をすること(「第2種狩猟免許に係る登録」の□にレ印を付す。)			
□綱獵免許に係る登録	1 納	都道府県知事名	知事交付年月日
□わな獵免許に係る登録	2 わな	都道府県知事名	知事交付年月日
□第1種狩猟免許に係る登録	3 ライフル	都道府県知事名	知事交付年月日
□第2種狩猟免許に係る登録	4 散弾銃 5 空気銃 (圧縮ガスを含む) 6 空気銃 (圧縮ガスを含む)	都道府県知事名	知事交付年月日
□第1種狩猟免許 所持する免許の種類 □第2種狩猟免許 所持する免許の種類			
(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4版どすること。			

(様式第5号) (裏面)

(2) 狩猟をしようとする場所

1. (都道府県) の区域全部

2. 故鳥獣渦区の区域

3. 施行規則第 65 条第 1 項第 7 号、第 8 号又は第 9 号の該当者であるか否かの別(該当の□にレ印を付する。)

□ 第 7 号(許可申請等をした者)に該当

□ 第 9 号(認定鷹狩捕獲業者)に該当

□ いすれにも該当しない

対象鳥獣捕獲員であるか否かの別(対象鳥獣捕獲員である場合は□にレ印を付し、かつ、対象鳥獣捕獲員として所属している市町村の名称を記載する。)

□ 対象鳥獣捕獲員でない

□ 対象鳥獣捕獲員として所属する市町村名

(4) 免許の効力の停止の有無(有無のいずれかに○印を付し、かつ、有の場合には、その停止の期間を記載すること。)

免許の効力の停止の有無

1 有

2 無

停止の期間

年 月 日から

年 月 日まで

(5) 獣苑・空気砲所持許可証番号及び許可年月日(第1種新剤免許又は第2種新剤免許の場合は

第1種新剤免許

第2種新剤免許

新規免許

更新免許

- 5 (8) は、個人情報の取り扱いに関する同意の有無の番号に○を付けること。
6 ※印欄には、申請者は記載しないこと。

(注) 滞面の※印欄のうち、「該施行規則第 65 条第 7 号、第 8 号又は第 9 号の該当者があるもの」とする場合に該当するかを記載するものとする。いわゆる「該当するもの」と記載するものとする場合は「是」と記載するが、該当しない場合は「否」と記載するものとする。

対象鳥獣捕獲員であるか否かの別(対象鳥獣捕獲員である場合は□にレ印を付し、かつ、対象鳥獣捕獲員として所属している市町村の名称を記載する。)

□ 対象鳥獣捕獲員でない

□ 対象鳥獣捕獲員として所属する市町村名

(4) 免許の効力の停止の有無(有無のいずれかに○印を付し、かつ、有の場合には、その停止の期間を記載すること。)

免許の効力の停止の有無

1 有

2 無

停止の期間

年 月 日から

年 月 日まで

(6) 獣苑・空気砲所持許可証番号及び許可年月日(第1種新剤免許又は第2種新剤免許の場合は

第1種新剤免許

第2種新剤免許

新規免許

更新免許

新規免許

第6号
(背面)

※整理番号	変更登録申請書	年月日	真写
知事殿			
住所	(〒) 電話番号()	収入証紙	
ふりがな			
氏名			
職業			
生年月日	年 月 日 生		
変更しようとする姓 者登録の次回年月日			
変更しようとする姓 者登録の次回年月日	年 月 日	性別	男・女
下記のとおり変更登録を受けたので鳥獣の保護及び管理による改正に並びに施行基準による法規第61条第2項の規定により申請します。			
(1) 変更登録を受けようとする姓免許の種類(□にレ印を付す)。 都道府県知事名(捺印) 年月日 この種類(番号)に係る登録の種類(番号)に係る登録の番号(番号)に付す。第2種免許交付に係る登録の場合に該する場合に付す。(登録の番号のみ記入) なお、第1種免許を受けた者が第2種免許のみを申請する場合は第2種免許に係る登録の番号に付す。)(「第2種免許に係る登録」の□に印を付す。)			
□継続免許に係る登録	都道府県 知事名	知事	交付年月日
□わな	都道府県 知事名	知事	交付年月日
□第1種免許に係る登録	都道府県 知事名	知事	交付年月日
□第2種免許に係る登録	都道府県 知事名	知事	交付年月日
□第3種免許に係る登録	都道府県 知事名	知事	交付年月日
□第4種免許に係る登録	都道府県 知事名	知事	交付年月日
□第5種免許に係る登録	都道府県 知事名	知事	交付年月日
□第6空気銃	都道府県 知事名	知事	交付年月日
□第1種免許に係る登録			
□第2種免許に係る登録			

((達) 用紙の大きさ、日本産業規格A4版とすること。

（裏面）

(2) 変更をしようとする場所(変更がある場合のみ記入)	
1. (都道府県) の区域全部 2. 放鳥獣園の区域	
(3) 免許の効力の停止の有無(有無のいずれかに○印を付し、かつ、有の場合には、その停止の期間を記載すること。)	
免許の効力の停止の有無	1 有 2 無
停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで
(4) 気系統・空気系統持許可証番号及び許可年月日(第1種統廃免許又は第2種統廃免許の場合は第1種 気系統・空気系統持許可証番号及び許可年月日)	
第1種 統廃免許	第2種 統廃免許
空気系統 (圧縮ガス を使用する ものを含む もの)	空気系統 (圧縮ガス を使用する ものを含む もの)
	所持許可証番号
	交付年月日
	年 月 日

記載上の注意事項

- 1 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出すること。
- 2 文字は、楷書で明瞭に記載すること。
- 3 (1) 及び (2) については、変更がある場合のみ必要事項を記入し、変更がない場合は無記入とすること。
- 4 (2) は、該当番号を○で囲むこと。
- 5 ※印欄には、申請者は記載しないこと。

372

第 号	狂駄災害共済事業被共済者証	
氏 名		
生年月日		
上記の者は、本会の行う共済事業の被共済者であることを証します。		
年 月 日	一般社団法人 大日本氣友会 会長	※1 印
取扱責任者	○○社団法人 都道府県氣友会会長 ○○社団法人 都道府県氣友会会長 代理人 ○○○支部長○○○	※2 印
会員登録番号		
この謄本は、原本と相違ないことを証します。 ○○社団法人 ○○ 県 氣 友 会 会 長		

この勝本は、原本と相違ないことを証します。

- (注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 ※1は、**[回]**を含めて印刷する。
3 ※2は、取扱責任者が押印する。
4 ※3は、証を2部以上必要とする場合の謄本証明として記載押印する。

年 月 日	
ハンター賠償責任保険付保償証明書	
○○○○保険 会社 ○○○○支店	
株式 相互	
△△△△ 	
ハンター賠償責任保険につき、下記のとおり契約されていることを証明いたします。	
記	
被保 険者	住 所
ふりがな 氏 名	
保 険 の 種 類	賠償責任保険ハンター特別約款に基づく契約
保 険 期 間	年 月 日午後4時から 年 月 日午後4時まで
てん補限度額(附置)	

(注) 1. 本名簿は、登録をした府県住所の種別、登録をした府県を管轄する府県を管轄する府県住所名などに別
乗で記載すること。
2. 登録住所を行った都道府県住所が、登録を受けようとする者の所在地を管轄する都道府県住所と異なる場合は、備考欄に併記を許す。
3. 備考欄には、施設登録番号(登録番号第65番第7号)、第8号等しくは第9号に該当する者は対象登録個人の登録登録料を受けた者にあ
つては、その旨を記載すること。
4. 用紙の大きさは、日本産業規格A4版とすること。

(様式第9号)

別表第1 技能試験要領

年月日		許可証等届出書	
農林大臣 殿 (都道府県知事 殿)			
住 所	(〒) 電話番号()	収 入 証 紙	
ふりがな			
氏 名			
生年月日			
職 業			
(該当項目の□に印を付す)			
□住所・氏名に係る区分の変更届出書 (*)			
第 第 一 項・同法施行規則第一 条第一 項の規定により届け出ます。			
□施行規則第65条第1項第9号に該当する者でなくなった場合 (*2)			
□対象鳥獣捕獲員となつた場合又は当該者が対象鳥獣捕獲員でなくなった場合 (*3)。			
□亡失届出			
第 第 二 項・施行規則第二 条の規定により届け出ます。			
□再交付申請			
□鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二条第一項の規定により下記のとおり狩猟免状等の再交付を申請します。			
□狩猟免状可証 □危険類法許可証 □狩猟者登録票 □從事者登録票			
□狩猟免状可証 □狩猟者登録証 □指定獣法許可証 □販売許可証 等			
番 号			
交 付 年 月 日		年 月 日	
変 更・亡失年月日		年 月 日	
旧 住 所・氏 名			
※ 新 住 所・氏 名			
亡失又は再付 の 理 由			
(注) 1 不要な文字は捺消し、該当項目の□に印を付すこと。 2 (*1) 住所・氏名変更届出を行おうとする場合に限って記入すること。なお、 変更届には、住所、氏名の変更が確認できる書類(住民票、運転免許証の写等)を 添付すること。(届出書の提出に際して上記書類の提出を行うことでも足りる。) 3 (*2) 施行規則第65条第1項第9号に該当する者として狩猟者登録を行つた者 が、同号に該当する者でなくなった場合。 4 (*3) 対象鳥獣捕獲員でない者として狩猟登録を行つた者が当該者の狩猟者 登録期間中に対象鳥獣捕獲員となつた場合又は当該者が対象鳥獣捕獲員でなく なつた場合に限る。			
5 用紙の大きさは、日本産業規格A4版とすること。			

区分	課 題	減点事項	減点数
綱 1 獣具の判別 法定獣具3種類、禁止獣具3種類について判別させる。 免 許	○判別を誤った場合(1種類につき)	○架設ができない場合 ○架設が不完全な場合 ○架設が円滑でない場合	5点
2 獣具の架設 使用しようとする獣具1種類につき架設を行わせる。	○架設ができない場合 ○架設が不完全な場合 ○架設が円滑でない場合	3.1 2.0 1.0	2
3 鳥獣の判別 狩猟鳥獣、非狩猟鳥獣16種類について判別させること。	○判別を誤った場合(1種類につき)	○架設ができない場合 ○架設が不完全な場合 ○架設が円滑でない場合	5点
わ 1 獣具の判別 法定獣具3種類、禁止獣具3種類について判別させること。 免 許	○判別を誤った場合(1種類につき)	○架設ができない場合 ○架設が不完全な場合 ○架設が円滑でない場合	3.1 2.0 1.0
2 獣具の架設 使用しようとする獣具1種類につき架設を行わせる。	○架設ができない場合 ○架設が不完全な場合 ○架設が円滑でない場合	3.1 2.0 1.0	2
3 鳥獣の判別 狩猟鳥獣、非狩猟鳥獣16種類について判別させること。	○判別を誤った場合(1種類につき)	○架設ができない場合 ○架設が不完全な場合 ○架設が円滑でない場合	5点
第 1 猍器の点検、分解及び結合 種 種 獣 免 許	○点検、分解及び結合ができない場合 ○点検、分解及び結合が円滑でない場合 ○各操作を行ふ際に、実包の有無、鍵盤操作を行ふ際に、実包の有無を認識しない場合 ○用心錠の中に指を入れた場合 ○用心錠の異物の有無を認識しない場合	3.1 1.0 5	5
(1) 猍器の点検操作 獣器の安全点検をさせる。	○駆動部(二連鎖の場合) 、先台、開閉レバー、安全子、半自動錠の場合は、先台、遊底、安全子)、鍵床、鍵器各部の接着状況の異常の有無を認識しない場合	5	5
(2) 猍器の分解及び結合操作			

1	銃器を分解した後結合させる。	○操作が不確実な場合 ○操作が粗暴な場合	5 5	10 5
2	装填、射撃姿勢、脱包	○装填、射撃姿勢、脱包ができる場合 ○各操作を行った際に、実包の有無を認識しない場合 ○各操作を行った際に、実包の有無を認識し、銃腔内の異物の有無を認識しない場合 ○用心鉄の中に指を入れた場合 ○用意された模造弾をすべて装填しなかった場合 ○二連銃を粗暴に開脚した場合	3 1 1 0 1 0 5 5 5	5 5 5 5 5 5
	(1) 模造弾の装填操作 模造弾を装填させる。	○水平射撃の姿勢をとった場合 ○不安定な射撃姿勢をとった場合	5 5	5 5
	(2) 射撃姿勢操作 射撃姿勢をとらせる。	○装填された模造弾をすべて脱包しなかった場合	5	5
	(3) 模造弾の脱包操作 模造弾を脱包させる。	○銃器の保持、銃器の受渡しができない場合 ○銃器の保持、銃器の受渡しが円滑でない場合 ○用心鉄の中に指を入れた場合 ○各操作を行った際に、実包の有無を認識しない場合 ○用心鉄の中に指を入れた場合	3 1 1 0 1 0 5 5	5 5 5 5 5
3	団体行動の場合の銃器の保持 銃器の受渡し	○保持の方法が不適切な場合 ○銃器の授受の方法が不適切な場合 ○休憩時の銃器の取扱いができない場合	5 5 3 1	5 5 10
	(1) 銃器の保持操作 3～5人が銃隊及び横隊で移動する場合の銃器の保持を行わせる。	○銃器の受渡し操作 高所にいる人又は接近できない人との間で銃器の授受を行わせる。	5	5
	(2) 銃器の受渡し操作 3～5人が銃隊及び横隊で移動する場合の銃器の保持を行わせる。	○銃器の受渡し操作 高所にいる人又は接近できない人との間で銃器の授受を行わせる。	5	5
4	休憩時の銃器の取扱い	○休憩時の銃器の取扱いができない場合	1 0	3 1
				379

別表第2

鳥獣の判別に用いる鳥獣の種類			
網 獣 獅 鳥 獣、非狩獵鳥獣16種類について判別させる。			
第 1 圧縮等、装填、射撃姿勢	○圧縮操作等、装填、射撃姿勢ができない場合 ○圧縮操作等、装填、射撃姿勢が円滑でない場合 ○銃口を人に向けた場合 ○各操作を行う際に、実包の有無、銃腔内の異物の有無を認識しない場合 ○用心鉄の中に指を入れた場合	3 1 1 0 1 0 5 5	
種 続 獣 免 許	(1) 圧縮等操作 ポンプ式、スプリング式若しくはプレチヤージ式複数空気銃を用いた圧縮操作又は構造圧縮ガス銃を用いたポンベへの取扱作を行わせる。 (2) 装填操作 弾丸を装填する動作をさせる。 (3) 射撃姿勢操作 射撃姿勢をとらせる。	○圧縮等操作等が不確実な場合 ○圧縮等操作等が粗暴な場合 ○用意した動作が不確実な場合 ○装填する動作が不確実な場合 ○水平射撃の姿勢をとった場合 ○不安定な射撃姿勢をとった場合 ○目測ができなかつた場合(1種類につき) ○判別ができなかつた場合(1種類につき)	5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 2 2
網 獣 獅 鳥 獣、非狩獵鳥獣16種類について判別させる。	マガモ(オス)、コガモ(オス)、ヒドリガモ(オス)、ヒヨドリ、ムクドリ、ニユウナイスズメ、スズメ、カルガモ、コジョケイ、オナガガモ	3 1 1 0 1 0 5 5 5 5 5 5 5 5 2 2	
第 2 狩 獣 獅 鳥 獣と認されやすい鳥獣	狩獵鳥獣と認されやすいマガン、ドバト		
種 続 獣 免 許	タヌキ、キツネ、テン、イタチ(オス)、ニホンジカ、ミング、アライグマ、ハクビシン、アナグマ		
第 3 狩 獣 獅 鳥 獣と認されやすい鳥獣	モモンガ、オコジョ、カモシカ、イタチ(メス)、ニホンリス、ムササビ、ニホンザル		
種 続 獣 免 許	マガモ(オス)、カルガモ、コガモ(オス)、ヨシガモ(オス)、オナガガモ(オス)、ハシビロガモ(オス)、ホシハジロ(オス)、キンクロハジロ(オス)、スズガモ(オス)、クロガモ(オス)、コジョケイ、ヤマドリ、キジ、ヤマシキ、タシギ、ヒヨドリ、キジバト、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、タイワソリス、スマリス、アライグマ、タヌキ、キツネ、ミンク、ハクビシン、アナグマ		
第 4 狩 獣 獅 鳥 獣と認されやすい鳥獣	ヨシゴイ、ササゴイ、マガノ、オシリドリ(オス)、トモエガモ(オス)、ホオジロガモ(オス)、ビロウドキンクロ(オス)、コオリガモ(オス)、ウミアイサ(オス)、ヒクイナ、オオバン、ウスラ、アオバト、モズ、ホオジロ、カシラタカ、カラヒワ、カケス、オナガ、シグミ、リス、カモシカ、イタチ(メス)、ムササビ		
種 続 獣 免 許	コジョケイ、ヤマシキ、キジバト、ニエヴァナイスズメ、スズメ、ヒヨドリ、ムクドリ、タツノトリ、シマリス		
第 5 狩 獣 獅 鳥 獣と認されやすい鳥獣	ウズラ、アオバト、モズ、ホオジロ、カシラタカ、カラヒワ、カケス、オナガ、シグミ、リス、イタチ(メス)		
種 続 獣 免 許			

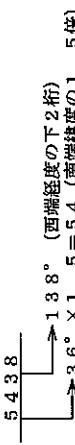
狩 獣 獅 鳥 獣、非狩獵鳥獣16種類について判別させる。	○圧縮等、装填、射撃姿勢ができない場合 ○圧縮操作等、装填、射撃姿勢が円滑でない場合 ○銃口を人に向けた場合 ○各操作を行う際に、実包の有無、銃腔内の異物の有無を認識しない場合 ○用心鉄の中に指を入れた場合 (1) 圧縮等操作 ポンプ式、スプリング式若しくはプレチヤージ式複数空気銃を用いた圧縮操作又は構造圧縮ガス銃を用いたポンベへの取扱作を行わせる。 (2) 装填操作 弾丸を装填する動作をさせる。 (3) 射撃姿勢操作 射撃姿勢をとらせる。	3 1 1 0 1 0 5 5 5 5 5 5 5 5 5 2 2
2 距離の目測	300m、30m及び10mの距離の目測を行わせる。	300m、30m及び10mの距離の目測を行わせる。
3 鳥獣の判別	狩 獣 獅 鳟、非狩獵鳥獣16種類について判別させる。	

別紙1

「メッシュコード番号の付け方」

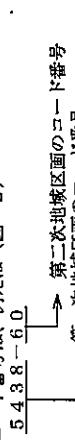
1 第一次地域区画
コード番号は国土地理院20万分の1地形図の1枚分に当る。

コード番号は4桁となり、頭の2桁が【緯度×1.5】で、残りの2桁が【経度-100】で各々表される。
従って、図-1の区画の番号は5438となる。



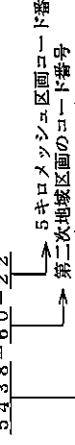
2 第二次地域区画
第二次地域区画は、第一次地域区画を縦横に各8等分（64分割）したもので国土地理院2万5千分の1地形図の1枚分に当る。

大きさは $5' \times 7'$ で約 $1\text{km} \times 1\text{km}$ である。
コード番号は、例えば（図-2）



3 5キロメッシュ区画
5キロメッシュ区画は第二次地域区画を縦横に各2等分（4分割）したものである。
大きさは $2' \times 3'$ で約 $5\text{km} \times 5\text{km}$ である。

コード番号は、例えば（図-3）



4 以上により1区画のメッシュコード番号は8桁の番号となり、上記の例では
5438-60-22となる。

図-1 第一次地域区画
（緯度）

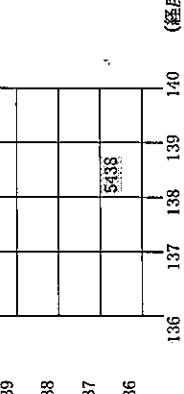


図-2 第二次地域区画（下図は図-1の1枚に当る）

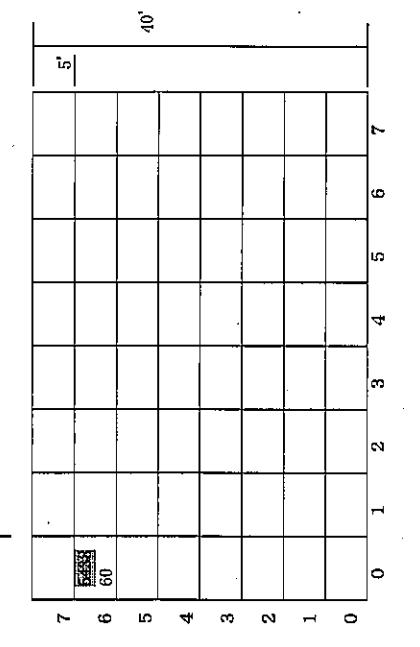


図-3 5キロメッシュ区画（下図は図-2の1枚に当る）

※2.2は1キロメッシュ（図4）
を5キロ枠で囲んだ場合の
中央に位置する番号である。

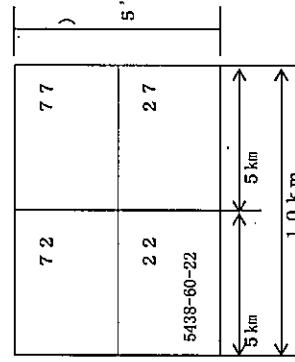
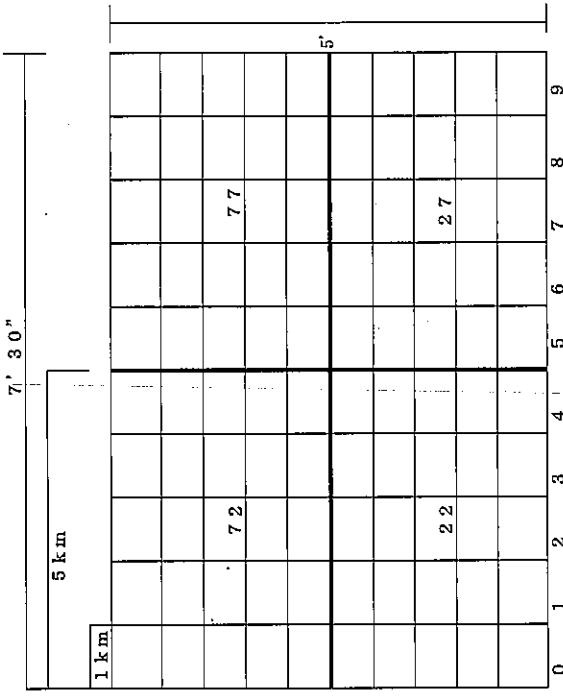


図-4 1キロメッシュ区画（下図は図-2の1枠に当たる）



VI-3 狩猟に係る税・手数料

狩猟税及び手数料に関するこれまでの取扱いとして特記すべき事項は、以下のとおりである。

（1）狩猟税の減免措置に伴う鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部改正について

平成 27 年 3 月 20 日

各都道府県鳥獣行政担当部(局)長 殿

環境省自然環境局野生生物課課長

狩猟税の減免措置に伴う鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する
法律施行規則の一部改正について

平成 27 年度税制改正大綱において、狩猟税の新たな減免措置を平成 31 年 3 月 31 日まで講ずることとされた。これに伴い、当該減免措置に対応した狩猟者登録制度の整備等を行ったため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省令の整備に関する省令の一部を改正する省令(平成 27 年環境省令第 7 号。以下「改正省令」という。)が、別添のとおり本日公布され、平成 27 年 4 月 1 日から施行されることとなつた。

当該減免措置に対応した狩猟者登録制度の適切な運用について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の第 1 項の規定に基づき下記のとおり技術的助言を行うので、業務の参考とされたい。なお、当該減免措置には、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成 19 年法律第 134 号)に基づき、市町村長により指名され、又は任命される対象鳥獣捕獲員(以下単に「対象鳥獣捕獲員」という。)に係る措置が含まれることから、管下市町村及び狩猟者団体等の関係者に対して周知徹底をお願いする。

記

- 1 新たな減免措置の対象者に係る狩猟者登録
- 平成 27 年度税制改正大綱において、対象鳥獣捕獲員及び「鳥獣の保護及び狩猟の適

正化に関する法律の一部改正により創設される認定鳥獣捕獲等事業者の従事者」（以下「認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者」という。）が受けける狩猟者の登録に係る狩猟税を非課税とすることとされた。また、「狩猟者登録を申請した日前1年以内に、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防ぐための目的で、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の許可を受けてその許可に係る狩猟税の税率を通常の税率の2分の1とすることとした。

これらの者に係る狩猟者登録については、以下のとおり取り扱うことが適当である。

- （1）対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者登録
「対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者登録」の取扱いについては、平成20年2月21付け環境省自然環境局野生生物課長通知「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に係る法律の施行に伴う鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等の運用について（兼自野発第080221003号）」の「2 対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者登録（うち（4）を除く）」及び「3 対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者登録の取消し等」のとおりである。
- なお、同通知2（4）は、対象鳥獣捕獲員による狩猟税の税率が2分の1であるときに、放鳥獣猟区の区域のみに係る狩猟者登録による狩猟税の税率（4分の1）との調整を図る上で示したものであるため、今回の免稅措置後は適用しない。

（2）認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者に係る狩猟者登録

認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者とは、改正省令による改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「新規則」という。）第65条第1項第9号に該当する者のことであり、当該者に係る狩猟者登録については、以下のとおり取り扱うことが適当である。

- ①認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する証明書
新規則第65条第2項第5号に規定する様式第16の2「認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する証明書」は、認定鳥獣捕獲等事業者により交付されるものである。

- ②認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者に係る狩猟者登録における狩猟する場所の区別

「認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者に係る狩猟者登録」を申請する場合、狩猟する場所の区別は、「都道府県の区域のうち放鳥獣猟区の区域」ではなく、「都道府県の区域の全部」とするものとする。

- ③認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者の捕獲従事者に係る狩猟者登録のための申請書を提出できることとするものとする。
- ④認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者の捕獲従事者に係る狩猟者登録のための申請書を提出できることにより、当該登録の申請前一年以内に、新規則第65条第1項第9号の規定により、認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者に係る狩猟者登録」は、新規則第65条第1項第9号の規定により、当該登録の申請前一年以内に、認定鳥獣捕獲等事業者の捕

獲従事者として認定鳥獣捕獲等事業に従事した区域が属する都道府県に限って、申請書を提出することができる。

- ④認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者ではない者の放鳥獣猟区の区域のみに係る狩猟者登録

認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者ではない者が、放鳥獣猟区の区域のみに係る狩猟者登録を受け、この登録後に認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者となり、当該登録を受けた日の属する年の翌年の4月15日（狩猟者登録を受けた日が1月1日から4月15日までに属するときは、その年の4月15日）までに、上記③に該当する都道府県において放鳥獣猟区以外の区域で狩猟を行おうとする場合は、新たに「認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者に係る狩猟者登録」を受けるものとする。

（3）許可捕獲者に係る狩猟者登録

許可捕獲者とは、新規則第65条第1項第7号又は第8号に該当する者のことであり、当該者に係る狩猟者登録については、以下のとおり取り扱うことが適当である。
なお、新規則第65条第1項第7号に該当する者は、許可証を受けた者（本人）であり、一方、同項第8号に該当する者は、新可を受けた者の從事者（從事者面に係る従事者）を指すことから、両者は明確に区別されると留意されたい。

①許可捕獲者であることを証する証明書

新規則第65条第2項第3号に規定する「許可証の写し又はこれに準ずる書面」及び同項第4号に規定する「従事者証の写し又はこれに準ずる書面」の「これに準ずる書面」とは、当該許可証又は従事者証を返納済みであり、写しを添付できない者等について、当該許可証又は従事者証した者が当該許可証又は従事者証の内容を証明する書面を別途発行したもの等が想定される。
また、同項第3号に規定する「報告を記載した書類又はこれに準ずる書面」の「これに準ずる書面」については、当該報告に係る許可の有効期間が未了であり、当該許可証の報告欄に所要の記載ができる場合において、当該報告欄において、当該報告欄と同等の内容が記載された書面等が該当する。

②許可捕獲者に係る狩猟者登録における狩猟する場所の区別

「許可捕獲者に係る狩猟者登録」を申請する場合、狩猟する場所の区別は、「都道府県の区域のうち放鳥獣猟区の区域」ではなく、「都道府県の区域の全部」とするものとする。

③許可捕獲者に係る狩猟者登録のための申請書を提出できる都道府県

「許可捕獲者に係る狩猟者登録」は、新規則第65条第1項第7号及び第8号の規定により、原則として当該登録の申請前一年以内に、同項第7号の許可捕獲等をした又は同項第8号の許可捕獲等に従事した区域が属する都道府県に限って申請書を提出することができる。

④許可捕獲者が放鳥駆除区の区域のみに係る狩猟者登録許可捕獲者が、放鳥駆除区の区域のみで狩猟を行おうとする場合は、「許可捕獲者に係る狩猟者登録」ではなく、通常の放鳥駆除区の区域のみに係る狩猟者登録を受けるものとする。また、当該登録を受けた許可捕獲者が、当該登録を受けた日から、その日の属する年の翌年（平成25年）4月15日（狩猟者登録を受けた日が1月1日から4月15日までに属するときは、その年の4月15日）までに、上記③に該当する都道府県において放鳥駆除区において放鳥駆除区以外の区域で狩猟を行おうとする場合は、新たに「許可捕獲者に係る狩猟者登録」を受けるものとする。

2 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者及び許可捕獲者に係る狩猟者登録の抹消等

「認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者に係る狩猟者登録」又は「許可捕獲者に係る狩猟者登録」を受けた者が、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護法」という。）違反等により、狩猟免許が失効した場合若しくは取り消された場合又は免許の効力が停止された場合には、速やかに鳥獣保護法第63条に基づく狩猟者登録の抹消及び同法第64条に基づく狩猟免許の取消し等については、平成25年3月29日付け環境省自然環境局野生生物課長通知「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の細部解釈及び適用方法について（兼自野発第1303292号）VI-1の7（免許処分）」とおり取り扱うこととしているが、当該登録を受けた者による鳥獣保護法違反については、違反内容が輕微であっても、狩猟免許の取消し又は効力の停止を検討すること。このとき、狩猟免許の効力の停止を行う場合には、停止の期間が当該登録に係る狩猟期間を全て含むように設定すること。

また、鳥獣保護法第67条に基づく狩猟免許の取消し等に係る通知については、同通知VI-2の2（狩猟者登録の抹消）のとおり取り扱う。

なお、減免に係る狩猟者登録を受けた者が、鳥獣保護法違反等によって当該登録の抹消又は取消し等をされた場合であっても、当該登録を受けた時点では狩猟税の減免要件を満たした者であることに変わりなく、减免された税額に相当する金額を改めて徴収する必要はない。

3 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者に係る登録の変更の届出

「認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者に係る登録」を受けた者が、当該登録に係る狩猟期間中において、所属する認定鳥獣捕獲等事業者の認定が取り消された等により、認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者でなくなったときは、鳥獣保護法第61条第4項の規定により、通常なく登録都道府県知事に届出を行うものとする。また、当該変更の届出を受けた登録都道府県知事は、通常なく当該登録を変更するものとする。

4 関係様式の改正

改正省令の施行に伴い、前述の平成25年3月29日付け環境省自然環境局野生生物課長通知において参考として示している狩猟者登録に關連する様式第3号、様式第5号、様式第8号及び様式第9号について、別紙のとおり改正する。

(2) 狩猟者登録証等の改定に伴う鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する施策の推進について

平成16年4月16日 環自野発第010116003号

環境省自然環境局長より各都道府県知事あて
今般、「地方税法及び国に所在市町村交付金及び納付金に関する法律」の一部を改正する法律（平成16年法律第17号）の施行に伴い、平成16年4月1日以後、狩猟者登録税（普通税）と入猟税（目的税）が禁止され、新たに狩猟税が創設された。
このことについては、別途、経済省から、平成16年4月1日付け総税企第36号「地方税法、同法施行令及び同法施行規則の改訂等について」をもって通知されたところである。
併せて、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「施行規則」という。）第66条の改正を行い、平成16年4月16日付で公布、施行されたところである。これにより、第1種狩猟免許を受けた者が空気銃のみを使用する鉄法により狩猟鳥獣の捕獲等をする場合においては、第2種狩猟免許に係る登録を行うことを明示し（第1種狩猟免許に係る登録を要しない）、また、第1種狩猟免許を受けた者が狩猟者登録において、装薬銃のほか空気銃を使用して狩猟鳥獣の捕獲等をする場合にあっては、第2種狩猟免許に係る登録を行うことを要しないこととしたものである。

今回の地方税法（昭和25年法律第226号）及び施行規則の一部改正は、鳥獣の保護管理及び狩猟の適正化等に係る財政需要が増大してきていること、また、有害鳥獣捕獲、特定鳥獣保護管理計画に基づく個体数調整及び小型鳥類のうち有害な鳥獣の捕獲の担い手の確保等を行われたものである。

今後、鳥獣の保護及び狩猟を適切に推進する行政を當たっては、今回の改

正の趣旨に則り、特に下記事項に十分配慮して関係施策の一層の推進をお願いする。

1. 地方税法の主な改正概要

- (1) 第700条の51関係（狩猟税）
狩猟者登録税及び入猟税が廃止され、新たに狩猟税が創設され、「鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に要する費用に充てるため」の目的税として課することとされた。
また、從前の放鳥獣税区のみに係る狩猟者登録を受ける者に対しての入猟税を課すことができるという規定が削除（第700条の51の2）された。
- (2) 第700条の52関係（狩猟税の税率）
狩猟税の税率及び税率が改正とともに、從前の狩猟者登録税に設けられていた軽減税率の優遇措置が狩猟税にも創設（第700条の52第1項第2号）された。

- (3) その他関連条項
從前の入猟税に係る関連条項及び狩猟者登録税に係る関連条文が、狩猟税に係る条文として整理された。

2. 施行規則第66条第1項の改正概要及び運用

(1) 新規に狩猟者登録を受ける場合の取扱い

- ①第1種統系免許を受けた者が空気銃のみを使用する場合の登録
第1種統系免許を受けた者が空気銃のみを使用する場合には、第2種統系免許に係る登録とすることを明文化した。（第2項ただし書前段）これにより、第2種統系免許（空気銃）に係る狩猟税が課される。
- ②第1種統系免許を受けた者が同一の場所において、装薬銃及び空気銃を使用する場合にあっては、第2種統系免許に係る登録を要しないこととした（第2項ただし書後段）。

(2) 死に狩猟者登録を受けている場合の取扱い

- ①第1種統系免許に係る登録を既に受けている者が装薬銃に加えて空気銃を使用する場合の登録
先に装薬銃の使用についてのみ第1種統系免許に係る登録を受けた者が、その後登録期間中に当該登録に係る場所において装薬銃に加えて空気銃を使用する場合にあっては、法第61条第4項に基づく届出が必要となる。この場合、空気銃に係る狩猟税は課されない。
- ②第2種統系免許に係る登録を既に受けている者が空気銃に加えて装薬銃を使用する場合の登録

第1種統系免許を受けた者が（1）に該当するため、先に第2種統系免許に係る登録を受け、その登録期間中に、当該登録に係る場所において空気銃に加えて装薬銃を使用する場合には、従前どおり、新たに第1種統系免許に係る登録を要する（第2種統系免許は抹消されない）。この場合、新たに第1種統系免許（装薬銃）に係る狩猟税が課される。

3. 鳥獣の保護及び狩猟等に関する事項
狩猟税は、地方税法第700条の51の規定に基づき、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に要する費用に充てるため課することとされていることから、この趣旨に則り、従前どおり、次の事業について積極的な取組を行うことが望ましい。

(1) 鳥獣の保護に関する事項

- ①鳥獣保護区における保護等の整備
②鳥獣保護センターの整備・拡充
③鳥獣保護区の管理の充実

(2) 狩猟に関する事項

- ①放鳥事業の充実
②獵区の設置
③取締り、指導の強化・充実
④狩猟者講習会の充実
⑤安全対策の強化

(3) 普及啓発事業の強化等に関する事項

(4) その他

各都道府県の判断により、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する事項

* * * * *

(5) 駐日外交官及び領事官に対する地方税の課税上の待遇について

昭和27年11月17日
自乙第393号自治厅次長
駐日外交官及び領事官に対する地方税の課税については、次のようにその特權を認めるものとする。ここに外交官とは、大公使、本任代理大公使、臨時代理大公使、参事官、書記官、外交官補及び同補佐官、商務官、文化情報官その他の外交官リストに登載されたものをいい、領事官とは、本任總領事、領事、副領事、代理領事及び領事官補をいう。

なお、外交官以外の大公使館の館員又は領事官の館員（日本国籍を有する者を除く。）に関する件では、派遣国において日本の同等の官吏に対して同等の待遇を与えることを条件として相互主義により外交官又は領事官に準じて取り扱うこととし、本邦に駐在する外國政府代表部又はこれに類する外國政府の機關で大公使館又は領事館に代るべきものとして日本国政府が認める機関（以下代表部等という。）の長及び部員（日本国籍を有する者を除く。）についても、また同様とする。

1～3

〔略〕 4 狩獵者税

相互主義により免除する場合を除く外、課税する。

（4）外交官等の狩獵免許手数料の免除について

昭和38年1月12日 自治省財務第21号
自治省財政局長より各県知事あて
手数料について、從来外交官等に対する取扱いは、相互主義による國際慣行に従って、手数料の免除を行うことが適当であるとされていて。なお、相互主義によって狩獵者税等について免除措置が採られており、都道府県が手数料の免除をすることが適当であるとの意見があるが、外交官等の範囲は狩獵免許税及び入税率の課税上の取扱いと均衡を失しないものとされたい。

相互主義を適用している国
(38.1.10.現在) 外務省調
オーストラリア ベルギー カナダ
中華民国 キューバ チェコスロバキア
デンマーク 西ドイツ ギリシャ
インド イラン イタリー
オランダ ノルウェー パキスタン
ベルギー スペイン スウェーデン
イスラエル イギリス
アメリカ ヴェトナム

(注：昭和58年にオーストリア（静岡県のみ）が追加された。)

（5）駐留軍人の狩獵免許税について

このことについては、自治省府県税課の指示によつて、狩獵免許税は1号税率(1,500円)を適用すべき旨本月1、2両日開催した全国獵政關係者打合会で指示したが、その後同課より2号税率(70円)を適用することにこれを改めたから各都道府県關係者に連絡願いたい旨依頼があつたので、了知のうえ遺漏のないよういたされた。(昭和38年1月28日 38林野造第346号)

VI-4 狩獵の適正化
1. 事故防止等の徹底について
事故の発生状況やその原因と対策について、狩獵者登録時や狩獵免許の更新に係る講習時、鳥獣捕獲に係る地域協議会の開催時など、あらゆる機会を捉えて注意喚起を行うようお願いする。
また、行政機關が鳥獣捕獲の主体となる個体數調整や有害鳥獣捕獲にあたつては、行政機関が責任を持つて、捕獲從事者及び關係機関と十分な調整・連携を図り、捕獲從事者の安全管理や周辺住民への事前周知等を徹底するようお願いします。

2. 狩獵事故発生速報の報告について（抜編）
狩獵に伴う事故が発生した場合は、その都度別記録式による狩獵事故発生速報を作成し、自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室長あて送付すること。特に獵銃による事故、他損事故、死亡・重傷事故については、遺漏のないよう確実に報告願います。

別記様式

狩獵等事故発生速報			
発生年月日・時間	年 月 日	曜日	時頃
発生場所(※)	都道府県※位置図(鳥獣保護区等位置図・住居地図)を添付して下さい。		
天候			
捕獲の区分(目的)	狩猟／有害鳥獣捕獲／その他()		
許可捕獲である場合の許可者(※)	※当該許可証の写しを添付して下さい。		
住 所			
氏 名	職業・年齢	年齢:	歳
加 管 者	狩猟免許の有無	有／無	(有の場合) 免許の種別、交付日:
	狩猟経験年数		
	鳥獣被害対策実施隊員であるかどうか		
住 所			
氏 名	職業・年齢	年齢:	
被 管 者	狩猟免許の有無	有／無	(有の場合) 免許の種別、交付日:
	鳥獣被害対策実施隊員であるかどうか		
加 管 者との関係	共獵者／他者	その他()	
障害の程度	死亡／重傷／軽傷	(傷害の場合)	全治
事故の概要(※)	※既に新聞報道があれば、その報道記事の写しを添付して下さい。		
事故の原因			
備 考	銃器の種類、製造業者名及び銃器の構造上の欠陥と考えられる場合はその詳細を記入する。		

【注】「銃器による事故」、「他機事故」、「死亡・重傷事故」については、確實に報告願います。
 【注】当該速報は、注意喚起を目的として、全郷道府県への情報共有を行う場合があります。

2. キジ・ヤマドリの出合調査
 ヤマドリ、キジの出合調査については、メスマドリ、メスキジの捕獲禁止措置に係る資料等として必要があり、今後とも環境省において取りまとめることがあります。従前どおり別添様式により毎年10月15日(北海道にあっては、9月15日)の初済日において、出納者が確認したヤマドリ、キジの出合数を調査し、別添様式により、毎年12月20日までに自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室あてご報告願います。

3. 焼及び火薬の取扱いについては、法、施行令、施行規則、基本指針及び関連通知によるもののが、以下によるものとする。

(1) 特別免許者および特別許可者の購入する火薬類の取扱い
特別免許者および特別許可者の購入する火薬類の取扱いは以下により取り扱うものと
する。これは、これまでの通知の内容を引き継ぐものである。

① 火薬類取締法施行規則第37条第1号の改正に伴う措置について

昭和40年10月8日 40軽局第670号
通商産業省輕工業局より各県知事あて

11

- ## ② 犬獣免許者および特別許可者の購入する火薬類の取扱いについて

昭和40年10月9日 40林野造第1412号
林野庁長官より各県知事あて

昭和40年10月9日通商産業省令第117号で火薬類取締法施行規則の一部改正が

行われ、10月8日付け40監局第670号によつて別紙写しのとおりの通達が施行されている。

これは、符號免許者等の購入する火薬類の取扱いの適正を期するためのものであり、警察庁および通商産業省と当庁で協議のうえ指図されたものであるから、鳥獣保護及狩獵二関スリ法律により装薬統を使用する者について、この趣旨の周知徹底を図られたくお願いする。

獵銃用火薬類無許可譲受票に関する事務は、社團法人大日本獣友会の協力を得て以下の1からvまでにより実施することとする。

- i 獵銃用火薬類無許可譲受票の交付事務は、都道府県獣友会がこれを行うものとする。
- ii 都道府県獣友会の支部は、事業を行う区域内に住所を有する者が狩猟免状または鳥獣捕獲許可証を提示して猟銃用火薬類無許可譲受票の交付を求めたときは、一狩猟期間（鳥獸保護及狩獵ニ関スル法律第12条の許可を受けた者については、当該許可の有効期間。以下同じ。）について一枚限り、その交付を行うものとする。
- iii 都道府県獣友会の支部は、次にしめす様式の獵銃用火薬類無許可譲受票交付台帳を作成し、保存するものとする。

獵銃用火薬類無許可譲受票交付台帳

番号	氏名	交付年月日	交付の内容	摘要	施行日	返納年月日

iv 獵銃火薬類無許可譲受票の交付を受けた者は、狩猟期間満了の日から30日以内に交付をした都道府県獣友会の支部に獵銃用火薬類無許可譲受票を返納するものとする。

v 都道府県は、必要に応じ、獵銃用火薬類無許可譲受票の返納されたものについて狩獵免許者等の平均火薬類購入数量などの調査を行うものとする。

※1 大日本獣友会が実施することとされた事務については、昭和40年10月7日40林野造第1412号林野厅長官より大日本獣友会長あてで、事務を行うことについての照会を行い、昭和40年10月7日 日本国税第34号大日本獣友会長より林野厅長官あてで、当会で実施することに異議がない旨回答を受けている。

※2 無許可で譲り受けることのできる猟銃用火薬類の数量は、無煙火薬又は黒色火薬火薬については、合計600グラム以下に、銃用管又は栓にについては300個(こ

のうちライフル銃用管又はライフル銃用栓については50個)以下とされている。

(「猟銃用火薬類等の転渡、譲受け、輸入及び消費に関する総理府令の一部改正」昭和51年9月6日総理府令第48号)

③ 実包、空包等の火薬類の取扱いについて

昭和43年9月3日 43化局第435号
通商産業省化学工業局長より林野厅長官あて

上記の件について、別添のとおり各都道府県知事あてに通達しましたので、この趣旨に沿ってご協力をお願いします。
(別添)

昭和43年9月3日 43化局第435号
通商産業省化学工業局長より各県知事あて

昨年以来火薬類の不正使用による悪質な犯罪および災害事故が頻発していることにかんがみ、当局は、すでに火薬類取締法施行規則の一部改正、取締り強化等その対策に努めてきましたが、火薬類のうち、とくにけんか等の火薬類(実包、空包、発射薬等)が不正に使用される場合は、犯罪に悪用されるおそれがあるので、下記により、その取扱いを強化することとしたので、適切な指導をお願いします。

記

1 獣銃用火薬類の無許可譲受、譲渡に関する手続の強化について
最近別添のように自己の所持する銃に適合しない実包を譲り受けこれを不正に第三者に譲り渡した例がみられるので、火薬類取締法(以下「法」という。)第17条第1項第3号の解釈を明確にし、これに伴い、同項および同条第5項の運用を強化することにする。

(1) 法第17条第1項第3号中「装薬統を使用するものが鳥獣を捕獲する目的で……火薬類を譲り受けたとき」とは、鳥獣を捕獲する目的のであるから、装薬統を使用する者が所持する装薬統に適合する火薬類を譲り受けたときをいう。従つて、当該装薬統に適合しない火薬類を譲り受けようとするときは、火薬類の譲り受けの許可を必要とする。

(2) (1)の解釈に基づき農林省(林野厅)及び警察庁(刑事局)と当局とで協議した結果、法第17条第1項第3号に規定する者が自己の所持する装薬統に適合する火薬類を行政庁の許可なくして譲り受けたときは、従来の手続(昭和40年10月8日付け40監局第670号(通達)「火薬類取締法施行規則第37条第1号の改正に伴う措置

について」による手続)に加えて、銃危刀劍類所持等取締法第7条に規定する銃砲所持許可証を相手方(販売業者等)に呈示し、当該火薬類が譲受人の所持する装薬銃に適合する火薬類であることを明らかにしなければならないこととした。

(3) (1)、(2)に基づき、火薬販売業者等が法第17条第1項第3号に該当する。

火薬類を譲り渡そうとする場合は、同条第5項の規定に基づき、從来の40整局第670号(通達)による確認(相手方が銃銃免状または鳥獣捕獲許可証および大日本獵友会発行による無許可譲受票を有していることの確認)に加えて、相手方の有する銃砲刀剣類所持等取締法第7条に規定する銃砲所持許可により、当該火薬類が相手方の所持する装薬銃に適合する火薬類であることを確認しなければ譲り渡してはならないこととする。

2 猛銃用装弾およびライフル実包の輸入許可の審査の厳正化について

[附]

3 建設用打ち銃用実包の輸入許可に関する手続きの強化について

[附]

[別添]

猛銃用火薬類無許可譲受票で複合実包以外の実包を譲り受けた事例

1 I県のT(37歳)は、散弾銃を所持しているが、自己の無許可譲受票で、火薬販売店から散弾8.0発のほか、22口径ライフル実包150発を譲り受け、そのライフル実包を同県のN(32歳)に譲り渡した。このような事案があつたので、獵友会から100枚ほど無許可譲受票を借り受け顎蓋したところ、12番の散弾銃を所持している者で16番の散弾実包を譲り受けているものが3名いた。

2 F県のK(38歳)は散弾銃を所持しているが、自己の無許可譲受票で、火薬販売店から散弾実包50発のほか、ライフル実包(300)200発を譲り受け、そのライフル実包を同県のYに譲り渡した。

(猛銃用火薬類無許可譲受票様式) 省略

④ 使用済みの猛銃用火薬類無許可譲受票の販扱いについては、次のとおりとする。これは、「猛銃用火薬類の無許可譲受票の保存、廃棄等の取扱いについて(昭和45年6月13日45林野造第379号林野厅長官より各県知事あて)」の内容を引き継ぐものである。

ア 猛銃用火薬類無許可譲受票は、返納期限の翌日から一箇年都道府県獵友会(またはその支部)において保存する。

イ 保存期間中に都道府県警察または都道府県林務課から資料として活用の申し出があったときは提出する。

ウ 保存期間満了後焼却する際は、事前に都道府県警察および都道府県林務課にその旨を通知する。

⑤ 昭和50年度の狩猟期間終了後における獵銃用残火薬類の措置について(通達)

昭和50年9月26日 警察庁丁安發第208号
警察庁保安課長より各管区警察局保安部長、警視庁防犯部長、各県警察本部及び各方面本部長あて

狩猟期間終了後に残された獵銃用火薬類(以下「獵銃用残火薬類」という。)による事件事故防止の徹底を期するため、前年度に引き続きまだしの指導を次により実施することとしたから遺憾のないようにされたい。
なお、鳥獣捕獲許可の有効期間終了後の獵銃用残火薬類についても本措置に準じて措置することとされたい。

記

1 基本方針

前年度に実施した獵銃用残火薬類の措置の実績を活用して獵銃用残火薬類を生じさせないための指導広報を最重点に実施し、止むを得ない理由により残火薬類を生じた場合は、これを自宅等に貯蔵しないための措置を強力に推進するものとする。

2 實施の対象

ライフル実包、散弾実包、無煙火薬、黒色弾用火薬及び銃用管

3 実包要領

(1) 残火薬類を生じさせないための措置
ア 関係の機関及び団体に対して獵銃用残火薬類を生じさせないための指導、広報を徹底するよう協力を求めること。
イ 獣猟関係団体の会員等には、努めて警察職員を出席させ、獵銃用残火薬類を生じさせないための指導を行い、この趣旨の浸透に努めること。
ウ 火薬類販売業者に対し、購入者が希望した場合は、獵銃用火薬類のバラ売りを行うよう協力を求めること。

(2) 猛銃用火薬類の実態調査
環境庁においては、獵銃用残火薬類の実態調査を効果的に実施するため、猟銃用火薬類無許可譲受票に猛銃用残火薬類の種類、数量、希望する措置の報告欄を新たに設け、

昭和 50 年度から実施することとした。(別添 1 の通達参照) ので、関係の獣友会と緊密に連携し、獣用火薬類の実態は署に活用すること。

また、狩猟の用に供する獣統用火薬類の譲受けの許可を行なうに当たっては、昭和 50 年 2 月 14 日付警察庁丁安第 30 号警察庁保安課長通達(昭和 49 年度の狩猟期間終了後ににおける獣統用火薬類の措置について)(以下「前年度通達」という。)の別添 1 「獣統用火薬類の措置についてお願い」を許可を受けた者に交付し、狩猟期間終了後、当該事項を記入の上、速やかに当該許可証を交付した警察署に提出するよう指導すること。

なお、この場合において「獣統用火薬類の措置についてお願い」の報告事項欄中、獣統用火薬類の種類欄の「ライフル実包、散弾実包、散弾管」を「ライフル実包、無煙火薬、黒色獣用火薬、銃用管」に訂正して交付すること。

(3) 獣統用火薬類の措置

前年度通達 3 の(2)によること。

4 実施上の留意事項

前年度通達 4 によること。

5 結果報告

実施結果は、別添 2(省略)の様式により 4 月 30 日までに警察庁保安係あて報告すること。

⑥ 獣統用火薬類等無許可購受票の取扱いについて

昭和 53 年 10 月 5 日 警察庁丁安第 312 号
警察庁保安課長より警察庁鳥獣保護課長あて

火薬類取締法第 17 条第 1 項第 3 号の規定に基づく獣統用火薬類等の無許可購受については、昭和 40 年以降社団法人大日本獣友会に、無許可購受票交付事務を依頼してきたところであるが、昭和 53 年法律第 5・6 号により統一火刀剣所持等取締法の一部が改正されたのを機会に無許可購受票の様式を別添 1 のおりに改正し、あわせてなお、特別の事情が存在し獣友会から無許可購受票の交付を受けることが困難な者に対する救済措置として警察署も実行することができるよう措置したので通知します。

なお、社団法人大日本獣友会に対しては、当庁より別添のとおり依頼書を発しているので参考までに添付します。
(注) 社団法人大日本獣友会に対する依頼書は省略する。

別添 1 は省略

⑦ 展示照会

(1) 22 口径金属製弾丸を装填した 30 口径ライフル実包について以下のとおり昭和 53 年 1 月 31 日 防保 1 保 1 第 8 0 号(照会)があり、以下のとおり昭和 53 年 5 月 22 日 警察庁丁安第 156 号警察庁保安課長より警視庁防犯部長あて(回答)が行なわれている。

(照会)

22 口径金属製弾丸を装てんした 30 口径ライフル実包について(照会)

昭和 53 年 1 月 31 日 防保 1 保 1 第 8 0 号
警視庁防犯部長より警察庁保安課長あて

管内火薬類販売業者日光産業株式会社では、この実包について、次のとおり展業があるのでご教示賜りたい。

1 実包の概要

本件実包は、米国レミントン社製口径 30-0.6 ライフル実包で、その構造は、22 口径に相当する金属製弾丸の 2 / 3 位をプラスチックで包み、これを 30 口径に相当する薬きょうに装てんしたもので、30 口径ライフル銃に適用される。

この実包を、30 口径ライフル銃により射撃を行った場合、プラスチックごと発射され、飛行途中においてプラスチックは 22 口径金属製弾丸から離脱してしまい、最終目標には 22 口径金属製弾丸のみが到達する。

2 質疑事項

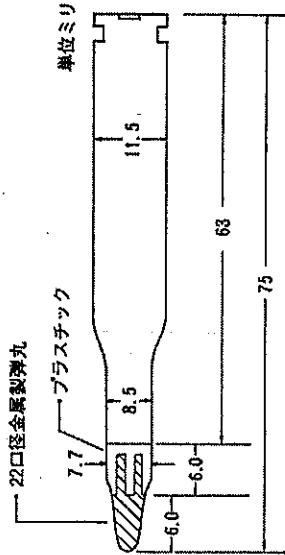
(1) 実包の区別について
実包の種類は、通常薬きょうに装てんされている金属製弾丸の口径により区別されている。

本件実包の場合は、22 口径金属製弾丸が装てんされているにもかかわらず、30 口径に相当する金属製弾丸が「30 口径ライフル実包」として扱うべきか。或は、あくまでも装てんされている 22 口径金属製弾丸にもとづき「22 口径ライフル実包」として扱うべきか。

(2) 強丸の定義について
実包の定義は、統用管を装着した薬きょうに、火薬及び「弾丸」を装てんしたものと定められているが、この弾丸とは、実包を鉄砲を用いて発射した場合において、薬きょうから離脱した飛行するものすべてをいいのか。それとも、目標とした標的まで到達し、これに損傷等を与えるもののみをいいうのか。
なお、本件実包の場合、弾丸に装着されたプラスチックは金属製ではないため、銃刀法にいう弾丸にはなり得ないと考えられる。

(3) 狙撃に用いることができるか
鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則第3条第1項第5号では、口径5.9ミリメートル以下のライフル銃による狩猟を禁止しているが、これは22口径実包を使用しての狩猟を禁止したものと思われる。
本件実包を用いて狩猟を行った場合、22口径ライフル銃による狩猟と同じこととなるが、実際には30口径ライフル銃を使用しての狩猟である。このような場合、狩猟法違反として問屋できるか。

(ライフル弾図)



(回答)

22口径金属製弾丸を装填した30口径ライフル実包について（回答）

昭和53年5月22日 警察庁丁安発第156号
警察庁保安課長より警視庁防犯部長あて

昭和53年1月31日付、防犯1係第80号をもって照会のあったみだしのことについては次の見解であるから回答する。

1 質疑事項（1）について

当該物件は米国において30口径ライフル銃用実包として「レミントン30-06アクセラレーター」という名称で製造、販売されており、業者の輸入許可申請及び通商省の輸入許可も「レミントン30-06／224アクセラレーター」となっております。（224の意味は実際に飛行する弾丸の口径を表示し、この他に、222、223の二種類がある）30口径ライフル銃用実包として販売している。

例えば、散弾銃に使用する1発弾（ライフルドスマッグ）も使用銃器に着眼して散弾実包の一つの特異な形態のものとして取扱つており、従って当該物件もその使用銃器に着眼して30口径ライフル実包として取扱うべきものである。

2 質疑事項（2）について

当該物件のプラスチック部分は金属製弾丸に接着してあって弾丸を薬莢に保持させ、かつ、弾丸が発射された場合、薬莢と弾丸との間隙をふさぐハッキングの役割を果たすものであり、金属製弾丸の飛行の途中で離脱するもの（文献によると約9～12m程度しか飛行しない。）弾丸として使用する目的のものでないことは明らかである。

従って、このプラスチック部分は入道の緩衝等を目的とする弾丸とはいえず、かつ、金属性でないために統刀法にいう弾丸にも該当しないものと解する。

3 質疑事項（3）について

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則第3条第1項第5号では口径5.9mm以下のライフル銃を使用する狩猟を禁じている。

この趣旨は口径5.9mm以下のいわゆる小口径ライフル銃は、大型獣に対しては威力の点で充分でないために負傷獣を生じさせるおそれがあり、鳥獣の保護繁殖上好ましくないのみならず、これらの負傷獣による人畜の危害予防からも好ましくないからである。また、小型獣に対しては散弾銃によって充分狩猟の目的を達し得るものであり、特に射程距離の長いライフル銃を使用する必要性が認められないからである。

当該事件と30-06ライフル実包及び22口径ライフル実包の威力（エネルギー）を比較してみると別表及び別図の通りである。当該物件を使用する銃器は30口径ライフル銃ではあるが、目的物まで実際に行ける距離は22口径であり、この威力は30-60ライフル実包よりも相当に下廻り、（距離270mで1/2,450mで1/3程度）22口径ライフル実包と略同程度であるので大型獣を負傷致するおそれが多い分にあり、当該物件を使用しての狩猟は狩猟法違反となるものと解する。

なお、このことについては環境庁とも打合せ済みである。

(2) 統制及び空気銃の取扱まり強化については、以下の通知内容について留意する必要がある。

- ① 統制及び空気銃の取扱まり強化について
昭和40年1月30日 警察庁丙安発第40号
警察庁保安局長より各県警察本部長等

- 1 (略)
2 (略)

3 事故をおこした者および違反者に対する行政処分
氣銃等による人身事故その他狩猟に關連して統制刀法に違反した悪質な者に対しては取
消処分を行うこと。なお、このことと関連して、今般、林野庁との協議の結果、今後、
狩猟法第20条の4に規定する狩猟に関する取締事務を担当する指定職員が、狩猟法違
反被疑事件を送致した場合には、その事案の概要等を都道府県公安委員会に通報すること
となつて、これらについても統制刀法第1条第2項第1号の違反事実の有無
を検討し、上記に準じて取消処分を行うこと。

4 獣銃等および実包の保管についての指導
獣銃等の事故の約半数は、所持の許可を受けたものの家族その他のものによるもので
ある実情にからんがみ、獣銃等および実包の保管場所、保管の態様等については、特に指
導を強化すること。

- 5 (略)

- ② 統制刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案に関する覚書

警察庁丙安発第3号
林野庁46-106

統制刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案の国会提出に際し、下記のとおり了解
し、覚書きを交換する。

昭和46年2月10日

警察庁保安部長 長谷川俊之 印
林野庁指導部長 海法正昌 印

記

- 1 改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第5条の2第3項第1号の「ライフル銃による獣類の捕獲を職業とする者」には、獣類の捕獲による収入を生計の一部にあてている者を含むものとし、当該「獣類の捕獲を職業とする者」の範囲は、ひそのある方法について警察庁は、事前に林野庁と協議するものとする。
- 2 法第5条の3項第1号の「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」には、農林水産業を行う者（国および地方公共団体の機関を含む。）およびこれらの者の使用者人その他の従事者を含むものとする。
- 3 法第5条の2第3項第1号に規定する10年の期間においては、林野庁において獣類の生息状況、狩猟および有害鳥獣駆除の実施等を勘案して当該期間を短縮する必要があると認めてその旨の申出をしたときは、両庁において十分協議するものとする。

③ 銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令の制定に関する覚書

警察庁平安第21号
林野庁 41-1015

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令の制定にあたり、下記のとおり了解する。

昭和41年7月13日
警察庁保安局長 今村義一 印
林野庁指導部長 手原嘉一 印

1 林野庁は、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第7条ノ12第1項の講習会（乙種又は丙種の狩猟免許に係る講習に限る。以下「狩猟者講習会」という。）で昭和41年6月7日以降すでに開催されたものの講習の課程を修了した者に対し、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律その他の関係法律並びに銃器及び火薬類についての一般知識を周知徹底させるよう関係都道府県等を指導するとともに、今後とも狩猟者講習会において銃砲刀剣類所持等取締法とその他の関係法令並びに銃器及び火薬類についての一般知識が周知徹底されるよう所要の措置を講ずる。

2 警察庁は、狩猟者講習会を銃銃及び空気銃の所持に関する法令並びに銃銃及び空気銃の取扱いに關し必要な知識を修得せることを目的とする講習会として取り扱うよう都道府県警察を指導するとともに、依頼に応じて狩猟者講習会の講師として警察の職員を派遣するよう指導する等必要な協力をを行う。

VI-5 獅子区

獅子区は、狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図るため、一定の区域において、放鳥獣、狩猟者数の制限その他狩猟の管理をしようとする者が設定するものであり、規制を定め、環境省令によるとこより当該区域における狩猟の管理について都道府県知事の認可を受けることができる。

1. 獒区の設定者

獅子区の設定者は、法律上特に規定ではなく、國又は地方公共団体が設定することのみならず、いわゆる私営獒区の認定が可能となつてゐるが、獒区設定者は、獒区の管理經營に必要な技術と能力を有する者に限られる。

2. 獒区の業務の委託（法第73条関係）

法第73条の規定により委託する事務については以下のとおりである。

(1) 委託しうる事務の範囲

- ① 狩猟、鳥獣の生育及び繁殖に必要な施設の設置に関する事務
- ② 狩猟、鳥獣の人工増殖又は放鳥獣に関する事務
- ③ 狩猟、鳥獣の飼育に関する事務
- ④ 入新者の案内に関する事務
- ⑤ 獒区の区域内における監視に関する事務

(2) 委託者

委託者については、原則としては、狩猟の適正化若しくは鳥獣の保護又は管理を目的とする公益法人であることが望ましいが、営利会社についても受託しようとする目的等を検討し、個別の事案に応じて適宜処理するようにしておくこと。

(3) 受託者が委託に係る事務を実施するための経費に充てるため、入猟者から料金を徴収し、自己の収入として自主的活動ができるが、その金額は、入猟承認料の範囲内において委託契約で定められることとともにその使用等については、設定者である地方公共団体において十分に指導監督を行うこと。

なお、入猟承認料の性格については、公物使用料の範囲であると考えられるので、これについては条例で定めるものとする。

3. 獒区制度の充実

獒区設定者を国及び地方公共団体以外の者まで拡大しているのは、獒区の運営に民間の創意工夫を取り入れ獒区制狩猟を一層推進するためであるが、この獒区設定者は獒区の管理制度に必要な技術と能力を有する者に限ることとする。

また、放鳥獣区は、狩猟ある狩猟の確保に資するのみならず、鳥獣の保護及び狩猟の適正化の上からもその設定を積極的に推進するものであることにかんがみ、放鳥獣区設定者についても獒区の管理制度に必要な技術と能力を有する者である必要がある。

4. 放鳥獵猟区

(1) 放鳥獵猟区で放鳥獵する狩猟鳥獣の種類は、当面、キジ、ヤマドリ、マガモ、及ぼスジカとするよう指導すること。

(2) 放鳥獵猟区における捕獲数については、放鳥獵された狩猟鳥獣の数の 90 パーセント以下であることに留意すること。

(3) 放鳥獵猟区において放鳥獵された狩猟鳥獣の種類以外の狩猟鳥獣を捕獲した者に對しては、その情状に応じて狩猟免許の取消し又は効力の停止を行うこと。

5. 猿区管理規程

(1) 法第 68 条第 2 項第 4 号の追加により、放鳥獵猿区にあっては放鳥獵猿区内である旨及び放鳥獵する狩猟鳥獣の種類を猿区管理規程に記載するところされたが、放鳥獵猿区にあっては、当該猿区の区域内で放鳥獵した種類の鳥獣の数の 90 パーセントに当たる狩猟鳥獣を捕獲したときは、新たに放鳥獣をしない限り、以後の入猟承認を行わない旨管理規程に明記するよう関係者を指導すること。

(2) 入猟予約制を取る場合にあってはその旨及び予約の際に納入する入猟承認料の部分払いの額を、入猟者各人に分担する区域を指定する場合又は案内人を付けて狩猟することを義務づける場合にあってはその旨を、放鳥獵猿区において入猟者の申し出に基づいて追加入猟承認料を徴収して捕獲数の制限を越えて鳥獣を捕獲することを承認する場合にあっては追加入猟承認料の額をそれぞれ猿区管理規程に記載するよう関係者を指導すること。

6. その他

(1) 猿区設定者は入猟者から請求があつた場合には、猿区に入猟した年月日、捕獲した鳥獣の種類及び数量を記載した証明書を発行するよう指導すること。

(2) 猿区設定者は、猿区の区域内で本法等に違反した者があつた場合には、直ちに都道府県知事に連絡させるよう指導すること。

(3) 猿区の設定者は設定に当たつて土地所有者の同意を得る必要があるが、国有林野事業を実施している国有林野の場合にあっても、旧法下に引き続き、登記の有無に關わらず同意を得る必要がある。

(4) 入猟承認料の取扱いについては、以下の覺書を引き締ぐものとする。

(昭和 38 年 5 月 31 日)
自治省行政局行政課長
林野庁指導部造林保護課長

番 号
〇〇年〇月〇〇日

〇〇都道府県知事 殿

住所
団体の名称
代表者氏名
電話番号

〇〇漁区設定認可申請書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第68条第1項の規定により、〇〇漁区を設定したいので、同法施行規則第72条第1項の規定に基づき、漁区管理規程、漁区の区域及び位置を示す図面、漁区の区域内の土地の上に登記した権利を有する者の同意を証する書面並びに漁区設定に関する予算書を添えて下記のとおり申請します。

記

1 漁区予定区域内の地目別面積

山		林		原野		耕地		水面		その他		計	備考
国有林	公有林	私有林	計	ha	ha	ha							
ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	

2 漁区予定区域内の鳥獣生息状況

- (1) 区域内に生息する鳥獣について、最近3か年間の生息数の多い鳥獣の種名をあげて生息の概要（増減傾向を含む。）を説明すること。特に狩猟期間内の狩猟鳥獣及び狩猟鳥獣と誤認されるおそれのある非狩猟鳥獣の生息状況について詳述すること。
- (2) 水面のある場合は、水面における鳥獣の生息状況を説明すること。
- (3) 鳥獣の繁殖地として、植生など適している事項について説明すること。
- (4) 鳥獣の生息状況の参考資料として、漁区の環境を示す写真数枚を添付すること。
- (5) 漁区の環境を示す写真については、「漁区の位置図」中に、各々の写真についての撮影方向を矢印で示すこと。また、写真的説明上必要と認められる場合は明書きを付すること。

3 漁区の維持管理の事務委託
維持管理の事務を委託する場合は、委託を受ける者の住所、名称（代表者の氏名）、委託事務の内容等について記載すること。

4 狩猟鳥獣の保護繁殖施設の設置計画

- (1) 〇〇年度の計画
 - ① 給水施設
 - ② 給饵施設
 - ③ 営巣、避難及び探飢に必要な森林及び草原
- (2) 〇〇年度の計画
 - ① 給水施設
 - ② 給饵施設
 - ③ 営巣、避難及び探飢に必要な森林及び草原

(注) 1 (1)には、当初年度の計画 (2)には、次年度の計画を記載すること。
(5、6において同じ)

5 狩猟鳥獣の人工増殖計画

- (1) 〇〇年度の計画

対象種	増殖施設の規模	繁殖親の数	育成子の計画数	備考
		羽	羽	

- (2) 〇〇年度の計画
 - (1) に同じ

6 狩猟鳥獣の放鳥計画

- (1) 〇〇年度の計画

放鳥駆対象種	放鳥駆数	放鳥駆の方法	放鳥駆の場所	放鳥駆の入手相手方の名稱	備考
	羽				

- (2) 〇〇年度の計画
 - (1) に同じ

7 1狩猟期間の月別入漁者・捕獲鳥獣の見込数
〇〇〇〇年度（当初年度）

て図面等やむを得ないものを除き、日本産業規格A.4とすること。また、記載欄の大きさについては、適宜増減して差し支えないものとする。

月	入猟見込み数	解説免許 許	わな猟免許 許	第1種免 許	第2種免 許	新免許 新免許	キジ 人	ヤマドリ 人	コジョウケイ 羽	捕獲見込数
10	人	人	人	人	人	人	羽	羽	羽	
11										
計										

(注) 1 入猟見込み数は、別添予算書の入猟見込み数と同数であること。

2 放鳥獵猟区にあっては捕獲見込み数は、当該年度の放鳥獵数の90%以下であること。

3 次年度以降入猟見込み数、捕獲見込数に相当の差が生じる計画の場合はその旨を記載すること。

8 猿区運営に從事する者

区分	氏名	年齢	狩猟経験 年数	狩猟鳥獵増殖從事年数	猿区運営に必要な 能力に関する事項
猿区管理者					
主任					
巡観員					
事務所					

(注) 1 国又は地方公共団体以外の者の申請について必要であること。

2 猿区運営に必要な能力に関する事項には鳥獵の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律について十分な知識があること、官公庁、企業団体等で一定の業務の経験を指導、運営した経験があることなどについて記載すること。

9 猿区運営に必要な資金計画

(注) 1 国又は地方公共団体以外の者について必要であること。
2 具体的に資金計画を記載すること。

3 自己資金にあっては、銀行等の預金の現在残高証明書、自己資金以外の資金にあっては、その調達が可能であることを証明する書類を添付すること。

備考
添付書類作成上の注意事項等は、次のとおりである。なお、用紙の大きさは、原則とし

1 猿区管理規程

「猿区管理規程の参考様式」を参考として次の事項に配慮して作成すること。

(1) 猿区の位置は、著名な場所を起点として右廻り（時計の針と同じ動き）によつて示すものとし、道路名、建物名等位置を示す名称を記入した区域説明図を添付すること。

(2) 放鳥獵の種類は、現実に放鳥獵できる年度に変更申請を行ふこと。今後実施する予定の種類については、放鳥獵が実施できる年度に変更申請を行ふことで対処すること。

(3) 入猟日

猿区利用の増進を図るために、原則として日曜日は入猟日とするほか、他の曜日も入猟日とするよう努めること。

2 猿区の区域及び位置を示す図面

(1) 猿区の区域面

2万5千分の1の地形図又はこれより拡大された縮尺の地形図を使用して、猿区の区域（原則として緑色実線）を、また猿区管理規程に示す狩猟禁止区域（原則として赤色破線）をそれぞれ明示すること。

(2) 猿区の位置図

都道府県の区域をB4版の大きさ程度に示した図面を使用して、猿区の区域を淡い赤色実線（例：螢光ペン等）で明記すること。

3 猿区の区域内の土地の上に登記した権利を有する者の同意書

(1) 同意をした者の住所、氏名、電話番号を明記したものであること。
(2) 同意書には、同意した者が猿区の区域内の土地の上に登記した権利を有する者の全員である旨の市町村長の証明を添付すること。

4 猿区設定に関する予算書

(1) 猿区設定者が地方公共団体、森林組合、農業協同組合又は公益法人の場合にあつては、予算書の末尾に難読の証明をすること。
(2) 予算書は、歳入・歳出の整合性について特に留意すること。（例えば案内人に対する謝謝額は、入猟者数に整合するものであること。）

5 その他

次の場所は原則として猿区に含めないものとすること。
① 集落地、学校、病院、鉄道施設、その他公施設

- ② 絶滅のおそれのある鳥獣の生息地ただし、県区の区域を明確にする必要上、これらの区域を止むを得ず包含する場合は、猟区管理規程に基づく狩獵禁止区域とするとともに狩獵禁止区域の目的の中に、危険予防又は鳥獣の保護に関する条文を入れること。

(専ら放鳥駆除された狩猟鳥獣の捕獲を目的とする獵区)
(別紙2)

ただし、猶区の区域を明確にする必要上、これらの区域を止めを得ず包含する獣区管理規程に基づく狩猟禁止区域とするとともに対獵禁止区域の目的の中に、又は鳥獣の保護に關する條文を入れること。

2
紙引

(専ら放鳥駆された狩猟鳥獣の捕獲を目的とする獵区)

（獣医の設定者）

この猶区は、〇〇〇〇が設定する。

(獣区の名称)

第2条 この獣区の名称は、〇〇放鳥獣区（以下「獣区」という。）とする。

区域

第3条 猪区の区域は、〇〇県〇〇郡〇〇町の区域のうち、〇〇を起点とし、〇〇に至る線により囲まれた区域とする。

(存続期間)

第4条 獣医の存続期間は、〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

[放鳥飼育区におけるはその旨及び放鳥訓練をする飼育の種類)

第5条 猿区は、専ら放鳥された狩獵鳥獣の捕獲を目的とする。

獣区においては、放鳥駆された狩猟、鳥獣の種類以外の狩猟鳥獣を捕獲することができない。

3 篠原区においては、放鳥駆された狩猟鳥獣の種類ごとに、狩猟期間（10月15日から翌年の3月15日（北海道の場合は9月15日から翌年の2月末日）までをいう。以下同じ。）において、その入猟日までの間に捕獲した鳥獣の数が前の狩猟期間の末日の翌日から当該入猟日までの間に放鳥駆された狩猟鳥獣の数の90ペーセントに当たる数に達した場合は、当該種類の狩猟鳥獣を捕獲することができない。この場合において、新区管理者は、当該種類の狩猟鳥獣の捕獲を禁止とともに、入猟者にその旨通告しなければならない。

4 放鳥獸する狩獵鳥獸の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) *Phasianus colchicus* (キジ)
 (2) *Syrmaticus semitorquatus* (ヤマドリ) *Syrmaticus soemmerringii* (亞種シジロヤマドリ) を除く。
 (3) *Anas platyrhynchos* (マガモ)
 (4) *Cervus nippon* (ニホンジカ) (オスに限る。)

(狹区設定者の事務所の位置)

第6条 猪区の事務所は、○○県○○郡○○町○○に置く。

(大獵申込みの手続)

第7条 法第55条第1項の規定による登録を受けた者で、獣区に入獵しようとする者（以下「狩猟者」という。）は、入獵希望日の〇〇日前から〇〇日までの間（以下「申込み期間」という。）に狩猟者登録証の写しを添えて、書面で獣区管理者の入系の申込みをしなければならない。

2 狩猟者は、前項の申込み期間前であっても、入獵希望日の〇〇日前からは、入系申込書を提出することにより、獣区管理者に入系の予約を申し込むことができる。この場合において、狩猟者登録証の写しの提出は、前項の規定にかかわらず、入獵日の〇〇日前までに行うものとする。

3 獣区管理者は、前項の規定による申込みがあつたときは、入獵日1日当たり、入獵させられる人の数〇〇バーセントに当たる数に遅するまで、その申込みがあつた順に入獵の予約を受理するものとする。入獵の予約が、1日につき入獵させる数を超える場合は、抽選又は先着順によりこれを制限する。

4 獣区管理者は、前項の規定による受理をしたときは、その旨及び獣区管理者の指定する期限までに第10条第1項に規定する入獵承認料の〇〇バーセントに当たる額の内金を納入しなければならない旨を予約に係る狩猟者（以下「予約者」という。）に電話、書面又は〇〇により通知するものとする。

5 予約者が指定の期限までに入獵承認料の内金を納付しないときは、その者に係る入獵の予約は、無効とする。

（入獵承認の基準）

第8条 狩猟者の入獵日は、狩猟期間中の〇曜日、〇曜日、〇曜日、〇曜日、〇曜日（祝日が日曜日に当たるとときは、その翌日を含む。）とする。ただし、雨雪等のため狩猟することができない場合及び第3項の規定により入獵承認を行わない場合は、この限りでない。

2 入獵させる狩猟者の数は、入獵日1日につき〇〇人以内とし、狩猟者の数が入獵日1日につき入獵させる数を超える場合は、予約者以外の狩猟者について抽せんにより、これを制限する。

3 放鳥駆された狩猟鳥類のすべての種類の鳥獣について第6条第3項後段の規定による捕獲の禁止をした場合は、入獵承認を行わないものとする。

4 最近の3営業年度の間ににおいて第12条、第16条第1項、同条第4項及び第17条の規定に違反した者について、入獵承認を行わないものとする。

（入獵承認の通知方法）

第9条 入獵を承認された者（以下「入獵者」という。）に対するその旨の通知は、別記様式第1号の入獵承認通知書を交付して行うものとする。

（入獵承認料及びその納付の方法）

第10条 入獵承認料は、入獵者1人1日につき〇〇円とする。

2 入獵者は、入獵の日の〇〇日前までに、現金（又は〇〇）をもって獣区管理者に入獵承認料（予約者にあつては、その残額）を納入しなければならない。

- 3 第16条第3項の規定による承認を受けた入獵者は、第1項に規定する額と同額の追加入獵承認料を獣区管理者に納入するものとする。
4 入獵承認料（その内金を含む。）の払戻しは、行わない。ただし、獣区管理者が入獵承認を取り消した場合は、この限りでない。

（入獵承認料に関する事項）

第11条 獣区管理者は、入獵者に対し、その入獵の際に別記様式第2号による入獵承認証及び別記様式第7号による腕章を交付するものとする。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 入獵承認料が未納であるとき。
(2) 入獵者の狩猟者登録証の写しの提出がないとき。
(3) 入獵承認通知書の名義が当該入獵者でないとき。

2 獣区管理者は、前項の追加入獵承認料の納入があつたときは、当該入獵者に対して、別記様式第8号による腕章を交付するものとする。

3 獣区管理者は、必要があると認めるとときは、入獵者の随伴者について、別記様式第9号による腕章を交付する。

4 入獵者は、入獵承認証又は腕章を紛失したとき（その随伴者が交付を受けなければならぬときを含む。）は、直ちに獣区管理者に届け出でその再交付を受けなければならない。

この場合において、当該入獵者は紛失した腕章1個につき〇〇円を納めなければならぬ。

（入獵者の守るべき条件）

第12条 入獵者の守るべき条件は、次のとおりとする。

- (1) 入獵者は、入獵承認証及び狩猟者登録証を携帯し、獣区管理者又は関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならないこと。
(2) 入獵者は、入獵中は腕章を着けなければならないこと。
(3) 入獵者は、獣区管理者が当該入獵者の随伴者に腕章を交付した場合は、当該随伴者に腕章を着けさせなければならないこと。

(4) 入獵者は、入獵承認証及び腕章を他人に引き渡してはならないこと。
(5) 入獵者は、獣区の区域内のうち、獣区管理者が指定した区域以外の区域で狩猟してはならないこと。

(6) 入獵者は、第6条第3項の規定により捕獲を禁止された種類の狩猟鳥類を捕獲してはならないこと。

(7) 入獵者は、第15条の規定により設けられた狩猟禁止区域の区域内において狩猟をしてはならないこと。

(8) 入獵者は、案内人の案内により狩猟しなければならないこと。

(9) 入獵者は、次条の規定により設けられた施設及び第14条に規定する事業を行うため設けられた施設を移転し、汚損し、毀滅し、又は除去してはならないこと。

(10) 入獵者は、獣区の区域内においてたき火をしてはならないこと。

- (11) 入猟者は、猟区の区域内において農作物又は竹木等を損傷してはならないこと。
 (12) 入猟者は、猟区の区域内において予備焼を携帯してはならないこと。
 (13) 入猟者は、退獵の際に、猟区管理者に対して、捕獲した鳥獣の種類別員数を報告するとともに、入猟承認証及び施設を猟区管理者に返納しなければならないこと。

(狩猟鳥獣の生育及び繁殖に必要な施設に関する事項)

- 第13条 猟区管理者は、狩猟鳥獣の生育、繁殖及び危険予防に必要な施設として次の各号に掲げる施設を猟区の区域内に設ける。
 (1) 狩猟鳥獣のための給水施設
 (2) 狩猟鳥獣のための給餌施設
 (3) 狩猟鳥獣の營巢、遷避および採卵等に必要な森林及び草原

(狩猟鳥獣の人工増殖又は放鳥獣に関する事項)

- 第14条 猟区管理者は、第6条第4項に掲げる狩猟鳥獣の人工増殖又は放鳥獣の事業を行ふ。

(狩猟を禁止する区域に関する事項)

- 第15条 猟区管理者は、狩猟鳥獣の違離又は繁殖のための場所として猟区の区域内にその面積の20バーセントを超えない範囲内で狩猟禁止区域を設けることができる。

(捕獲等の制限に関する事項)

- 第16条 入猟者は、1日当たり次の表に掲げる鳥獣の種類ごとの羽数（頭数）を含む。以下同じ。）を超えて鳥獣を捕獲してはならない。

狩猟鳥獣の種類	羽 数
キジ	3羽
ヤマドリ	2羽
マガモ	5羽

オジカ 1頭

- 2 入猟者は、いずれかの種類の狩猟鳥獣について、前項の羽数を捕獲した場合において同項の羽数を超えて鳥獣を捕獲しようとするときは、猟区管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

- 3 猟区管理者は、前項の申込みのあった場合において猟区の維持管理上差し支えないと認めるとときは、これを承認することができるものとする。

- 4 前項の承認を受けた入猟者は、1日当たり次の表に掲げる鳥獣の種類ごとの羽数を超えて鳥獣を捕獲してはならない。

狩猟鳥獣の種類	羽 数
キジ	6羽
ヤマドリ	4羽
マガモ	10羽

(漁法又は新具の制限に関する事項)

- 第17条 入猟者は、猟区の区域内において、第1号に掲げる漁法を用い、又は第2号に掲げる漁具を使用して鳥獣を捕獲してはならない。

(1) 漁法 箕又はテープレコータを使用する方法

- (2) 猪具、網、わな

(獵区内における鳥獣による損失の補償に関する事項)

- 第18条 猟区設立者は、獵区の設立により獵区の区域内の農作物、竹木等につき損失を受けた者に対し、その設定により通常生ずべき損失を補償するものとする。

(入猟証明書)

- 第19条 猟区管理者は、入猟者から入猟承認証の返納を受けたときは、鳥獣の捕獲数を確認し、入猟者に対し別記様式第3号の入猟証明書を交付するものとする。

(法第9条第1項の許可を受けた者の取扱い)

- 第20条 新法第9条第1項の規定による許可を受けた者で、猟区の区域内において鳥獣を捕獲しようとする者は、その目的、日時、捕獲しようとする鳥獣の種類及び数量を記載した書面に鳥獣捕獲許可証又は從事者証の写しを添え、猟区管理者に申し込まれなければならない。

- 2 猟区管理者は、前項の申込みがあった場合において、猟区の維持管理上支障があるときその他必要があるときは、当該申込みに係る鳥獣の捕獲を承認しないことができる。

- 3 第1項の申込みをして、これを承認された者は、獵区の区域内においては、獵区管理者が交付する別記様式第10号の腕章を着け、その定める条件下に従わなければならない。

(獵区内における獵犬の競技会等の届け出)

- 第21条 猎区の区域内において次の各号の一に該当する行為を行おうとする者は、書面で猟区管理者に届け出るものとする。

(1) 獵犬の獵野競技会

(2) 獵犬の競技鑑賞会

(3) 獵犬の訓練

(4) 前各号に掲げる行為に類似する行為

(獵区の職員)

- 第22条 獵区に獵区主任、巡視員及び事務員を置く。
 2 獵区主任は、別記様式第4号による猟区主任証を携帯するとともに、別記様式第11号による腕章を着けるものとする。
 3 巡視員は、別記様式第5号による巡視員証を携帯するとともに、別記様式第12号による腕章を着けるものとする。

(別紙3)
(案内人)

(案内人) 猪区管理者は、入猪者に案内人を付するものとする。

2 案内人は、別記様式第6号による案内人証を携帯するとともに、別記様式第13号によ

る腕章を着けるものとする。

3 案内料は、〇〇円とする。ただし、案内する入猪者が2人以上である場合は、1人増
すごとに〇〇円の案内料を増額するものとする。

(送誠の命令等)

第24条 猪区管理者及び猪区主任は、入猪者が法若しくは法の規定による禁止若しくは
制限又は第12条、第16条第1項、同条第4項若しくは第17条の規定に違反する行為
をしたときは、当該入猪者を命ずるとともに、同法又は同法の規定による禁止若しくは制限に違反する場合には、直ちに猪区の区域を管轄する都道府県知事及び
警察署長に届け出なければならない。

2 巡視員及び案内人は、入猪者が前項に規定する違反行為をしたときは、直ちに猪区管
理者又は猪区主任にその旨を報告しなければならない。

(違反者の処分)

第25条 入猪者がこの規程に違反した場合は、次の区分に従い違反金を徴収するととも
に、違反行為によって捕獲した鳥獣を提出させるものとする。

- (1) 第12条第1号から第3号まで、第5号、第9号、第10号若しくは第13号又は第
17条の規定に違反したとき 5,000 円
- (2) 第1条第6号又は第7号の規定に違反したとき 2,000 円及びこれらの規定に違反
して捕獲した鳥獣1羽又は1頭につき 4,000 円
- (3) 第16条第1項又は第4項の規定に違反したときこれららの規定に違反して捕獲した
鳥獣1羽又は1頭につき 4,000 円

(賠償金)

第26条 入猪者は、前条の違反金のほか、この規程に違反することによって猪区設定者に
与えた損害（猪区設定者が補償責任を負うことによって被った損害を含む。）について
賠償金を支払わなければならない。

附則

この規程は、〇〇都道府県知事の認可の日（〇〇年〇〇月〇〇日）から施行する。

- 1 猪区の設定者
第1条 この猪区の名称は、〇〇猪区（以下「猪区」という。）とする。
- 2 猪区の区域
第2条 この猪区の区域は、〇〇県〇〇郡〇〇町の区域のうち、〇〇を起点とし、〇〇に至る
線により囲まれた区域とする。
- 3 猪区の事務所
第3条 猪区の区域は、〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇に置く。
- 4 猪区の事務所の位置
第4条 猪区の存続期間は、〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日までとする。
- 5 猪区の申込みの手続
第5条 猪区の申込みは、猪区の事務所は、〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇に置く。
- 6 猪区の登録
第6条 法第55条第1項の規定による登録を受けた者で、猪区に入猪しようとする者（以
下「登録者」という。）は、入猪希望の日の〇〇日前から〇〇日前までの間（以下「申
込み期間」という。）に登録証の写しを添えて、書面で猪区管理者の入猪の申込
みをしなければならない。
- 7 猪区の規定による申込みをしたときは、この限りでない。
ただし、次項の規定による申込みをしたときは、この限りでない。
- 8 登録者
第7条 法第55条第1項の規定による登録を受けた者で、猪区に入猪希望の日の〇〇日前から〇〇
日前までの間に登録証の写しを添えて、書面で猪区管理者の入猪の申込
みを提出することにより、猪区管理者に入猪の予約を申し込むことができる。この場合に
おいて、登録者登録証の写しの提出は、前項の規定にかかわらず、入猪日の〇〇日前ま
でに行うものとする。
- 9 猪区管理者
第8条 猪区管理者は、前項の規定による申込みがあったときは、入猪日1日当たり、入猪さ
せる人数の〇〇パーセントに当たる数に達するまで、その申込みのあつた順に入猪の予
約を受理するものとする。入猪の予約が、1日にしきり入猪させる数を超える場合は、抽
選又は先着順によりこれを制限する。
- 10 猪区管理者
第9条 猪区管理者は、前項の規定による受理をしたときは、その旨及び猪区管理者の指定す
る期限までに第10条第1項に規定する入猪承認料の〇〇パーセントに当たる額の内金
を納入しなければならない旨を予約に係る猪区（以下「予約者」という。）に電話、
書面又は〇〇により通知するものとする。
- 11 予約者
第10条 予約者が指定の期限までに入猪承認料の内金を納付しないときは、その者に係る入猪

の予約は、無効とする。

(八)承認の基準)

第7条 犬飼者の入飼日は、狩猟期間中の〇曜日、〇曜日、日曜日及び祝日（祝日が日曜日当たるときは、その翌日を含む。）とする。ただし、雨雪等のため狩猟することができない場合及び第3項の規定により入飼承認を行わない場合は、この限りでない。

2 入飼させる狩猟者の数は、入飼日1日につき〇〇人以内とし、狩猟者の数が入飼日1日につき入飼者について抽せんにより、これを制限する。

3 最近の3登録年度の間ににおいて第11条、第15条及び第16条の規定に違反した者については、入飼承認を行わないものとする。

(八)承認の通知方法)

第8条 入飼を承認された者（以下「入飼者」という。）に対するその旨の通知は、別記様式第1号の入飼承認通知書を交付して行うものとする。

(八)承認料及びその納付の方法)

第9条 入飼承認料は、入飼者1人1日につき〇〇円とする。

2 入飼者は、入飼の日の〇〇日前までに、現金（又は〇〇）をもって獵区管理者に入飼承認料（子供者にあつては、その実費）を納入しなければならない。

3 入飼承認料（その内金を含む。）の払戻しは、行わない。ただし、獵区管理者が入飼承認を取り消した場合は、この限りでない。

(八)承認証に関する事項)

第10条 獵区管理者は、入飼者に対し、その入飼の際に別記様式第2号による入飼承認証及び別記様式第7号による腕章を交付するものとする。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 入飼承認料が未納であるとき。
- (2) 入飼者の狩猟者登録証の写しの提出がないとき。
- (3) 入飼承認通知書の名義が当該入飼者でないとき。

2 獵区管理者は、必要があると認めるときは、入飼者の疏伴者について、別記様式第9号による腕章を交付する。

3 入飼者は、入飼承認証又は腕章を紛失したとき（その疏伴者が交付を受けた腕章を紛失したときを含む。）は、直ちに獵区管理者に届け出でその再交付を受けなければならぬ。この場合において、当該入飼者は紛失した腕章1個につき〇〇円を納めなければならない。

(八)承認の守るべき条件)

第11条 入飼者の守るべき条件は、次のとおりとする。

- (1) 入飼者は、入飼承認証及び狩猟者登録証を携帯し、獵区管理者又は関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならないこと。
- (2) 入飼者は、入飼中は腕章を着けなければならないこと。
- (3) 入飼者は、獵区管理者が当該入飼者の疏伴者に腕章を交付した場合は、当該疏伴者に腕章を着けさせなければならないこと。
- (4) 入飼者は、入飼承認証及び腕章を他人に引き渡してはならないこと。
- (5) 入飼者は、第14条の規定により設けられた狩猟禁止区域の区域内において狩猟をしてはならないこと。
- (6) 入飼者、案内人の案内により狩猟しなければならないこと。
- (7) 入飼の規定により設けられた施設及び第13条に規定する事業を行つため設けられた施設を移転し、汚損し、毀滅し、又は除去してはならないこと。
- (8) 入飼者は、獵区の区域内においてたき火をしてはならないこと。
- (9) 入飼者は、獵区の区域内において農作物又は竹木等を損傷してはならないこと。
- (10) 入飼者は、獵区の区域内において子備銃を携帯してはならないこと。
- (11) 入飼者は、退獵の際に、獵区管理者に対して、捕獲した鳥獣の種類別員数を報告するとともに、入飼承認証及び腕章を獵区管理者に返却しなければならないこと。

(狩猟鳥獣の生育及び繁殖に必要な施設の設置に関する事項)

- 第12条 獵区管理者は、狩猟鳥獣の生育、繁殖及び危険予防に必要な施設として次の各号に掲げる施設を獵区の区域内に設ける。
- (1) 狩猟鳥獣のための給水施設
 - (2) 狩猟鳥獣のための給餌施設
 - (3) 狩猟鳥獣の営巣、避難及び採食等に必要な森林及び草原

(狩猟鳥獣の人工増殖又は放鳥戻に関する事項)

- 第13条 獵区管理者は、第6条第4項に掲げる狩猟鳥獣の人工増殖又は放鳥戻の事業を行ふ。

(狩猟鳥獣の指定に関する事項)

- 第14条 獵区管理者は、狩猟鳥獣の雌雄又は繁殖のための場所として獵区の区域内にその面積の20パーセントを超えない範囲内で狩猟禁止区域を設けることができる。

(捕獲等の数の制限に関する事項)

- 第15条 入飼者は、1日当たり次の表に掲げる狩猟鳥獣の種類ごとの羽数（頭数を含む。以下同じ。）を超えて鳥獣を捕獲してはならない。

狩猟鳥獣の種類	羽数
キジ	3羽
ヤマドリ	2羽
マガモ	5羽

(獣法又は獣具の制限に関する事項)

第16条 入猟者は、獣区の区域内において、第1号に掲げる獣法を用い、又は第2号に掲げる獣具を使用して鳥獣を捕獲してはならない。

(1) 獣法 笛又はテープレコーダーを使用する方法

(2) 獣具 網、わな

(獣区内における鳥獣による損失の補償に関する事項)

第17条 獣区設定者は、獣区の設定により獣区の区域内の農作物、竹木等につき損失を受けた者に対し、その設定により通常生ずべき損失を補償するものとする。

(入猟証明書)

第18条 獣区管理者は、入猟者から入猟承認証の返納を受けたときは、鳥獣の捕獲数を確認し、入猟者に対し別記様式第3号の入猟証明書を交付するものとする。

(法第9条第1項の許可を受けた者の取扱い)

第19条 法第9条第1項の規定による許可を受けた者で、獣区の区域内において鳥獣を捕獲しようとする者は、その目的、日時、捕獲しようとする鳥獣の種類及び数量を記載した書面に鳥獣捕獲許可証又は從事者証の写しを添え、獣区管理者に申し込まなければならぬ。

2 獣区管理者は、前項の申込みがあった場合において、獣区の維持管理上支障があるときその他必要があるときは、当該申込みに係る鳥獣の捕獲を承認しないことができる。

3 第1項の申込みをして、これを承認された者は、獣区の区域内においては、獣区管理者が交付する別記様式第10号の腕章を着け、その定める条件に従わなければならない。

(獣区内における獣犬の競技会等の届け出)

第20条 獣区の区域内において次の各号の一に該当する行為を行おうとする者は、書面で獣区管理者に届け出るものとする。

(1) 獣犬の獵野競技会

(2) 獣犬の獵技鑑賞会

(3) 獣犬の訓練

(4) 前各号に掲げる行為に類似する行為

(獣区の職員)

第21条 獣区に獣区主任、巡視員及び事務員を置く。

2 獣区主任は、別記様式第4号による獣区主任証を携帯するとともに、別記様式第11号による腕章を着けるものとする。

3 巡視員は、別記様式第5号による巡視員証を携帯するとともに、別記様式第13号による腕章を着けるものとする。

(案内人)

第22条 獣区管理者は、入猟者に案内人を付するものとする。

2 案内人は、別記様式第6号による案内人証を携帯するとともに、別記様式第12号による腕章を着けるものとする。

3 案内料は、〇〇円とする。ただし、案内する入猟者が2人以上である場合は、1人増すごとに〇〇円の案内料を増額するものとする。

(退転の命令等)

第23条 獣区管理者及び獣区主任は、入猟者が法の規定に違反する行為をしたときは、当該入猟者に退転を命ぜるとともに、直ちに獣区の区域を管轄する都道府県知事及び警察署長に届け出なければならない。

2 巡視員及び案内人は、入猟者が前項に規定する違反行為をしたときは、直ちに獣区管理者又は獣区主任にその旨を報告しなければならない。

(違反者の処分)

第24条 入猟者がこの規程に違反した場合は、次の区分に従い違反金を徴収するとともに、違反行為によって捕獲した鳥獣を提出させるものとする。

(1) 第11条第1号から第3号まで、第6号、第7号若しくは第10号又は第16条の規定に違反したとき 5,000 円

(2) 第11条第5号の規定に違反したとき 2,000 円及びこの規定に違反して捕獲した鳥獣1羽又は1頭につき 4,000 円

(3) 第15条の規定に違反したとき この規定に違反して捕獲した鳥獣1羽又は1頭につき 4,000 円

(賠償金)

第25条 入猟者は、前条の違反金のほか、この規程に違反することによって獣区設定者に与えた損害(獣区設定者が補償責任を負うことによって被った損害を含む。)について賠償金を支払わなければならない。

附則

この規程は、〇〇都道府県知事の認可の日(〇〇年〇〇月〇〇日)から施行する。

備考

添付書類作成上の注意事項等は、次のとおりである。なお、用紙の大きさは、原則として図面等やむを得ないものを除き、日本標準規格A4とする。また、記載欄の大きさについては、適宜削減して差し支えないものとする。

様式類

別記(別紙2及び別紙3共通)
様式第1号

標 章	
入 獣 承 認 通 知 書	
氏 名 住 所	〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇月〇〇日 〇.〇 獣 区 印
入獣日	第 号

備考：用紙の大きさは、官製はがき大とす。

様式第2号

(表面)	9.0cm	6.5cm	(裏面)
標 章			
入 獣 承 認 証 第 号			
氏 名 住 所	〇〇獣区 印	1. 入獣日 〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇月〇〇日	2. 獣獵者登録証の番号 第 号

様式第3号

捺印	第 号	捕獲 捕獲した鳥類の種類別員数
		〇〇年〇〇月〇〇日
入捕証明書		
氏 名	所 住	上記のとおり〇〇県区に入捕し捕獲したこととを証明する
		〇〇年〇〇月〇〇日
		〇〇県区 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A5とする。

様式第4号

捺印	漁区主任証
	〇〇県区 印

備考 地色は、青色とし、字及び縁は黄色とする。

様式第5号

(表面)	9.0cm	6.5cm
捺印		
入捕員証	〇〇県区印	

備考 地色は、黒色とし、文字は黄色とする。

様式第6号

(表面)	9.0cm	6.5cm
捺印		
案内入証	〇〇県区 印	

備考 地色は、白色とし、文字は黒色とする。

備考 地色は、黄色とし、文字は赤色とする。

様式7号

○ 標章	入 猿 者	○
○ ○ ○ 猿 区 印	○	

備考 地色は、青色とし、文字は白色とする。

様式8号

○ 標章	入 猿 者	○
○ ○ ○ 猿 区 印	○	

備考 地色は、黒色とし、文字は黄色とする。

様式11号

○ ○ ○ 猿 区 印	○	
○ 標章	主 任	○
○ ○ ○ 猿 区 印	○	

備考 地色は、青色とし、文字は黄色とする。

様式12号

○ ○ ○ 猿 区 印	○	
○ 標章	案 内 人	○
○ ○ ○ 猿 区 印	○	

備考 地色は、白色とし、文字は黒色とする。

様式13号

○ ○ ○ 猿 区 印	○	
○ 標章	巡 視 員	○
○ ○ ○ 猿 区 印	○	

備考 地色は、黒色とし、文字は黄色とする。

備考 猿区の標章(略)

様式10号

○ 標章	有 害 鳥 取 捕 獲 等	○
○ ○ ○ 猿 区 印	○	

獣区管理規程新旧対照表（修正条文のみ）

例

事項	新	旧
認可事項	(入獣者の守るべき条件) <u>第11条</u> 入獣者の守るべき条件は、 次のとおりとする。 (1) 入獣者は、入獣承認証及び狩 獵者登録証を携帯し、獣区管理 者又は関係者の請求があつたと きは、これを提示しなければな らないこと。	(入獣者の守るべき条件) <u>第10条</u> 入獣者の守るべき条件は次 のとおりとする。 (1) 入獣者は、狩猟免状又は鳥獣 捕獲許可証を携帯し、獣区管理 者又は巡査員の請求があつたと きはこれを呈示しなければなら ない。
届出事項	(入獣承認の通知方法) <u>第8条</u> 入獣承認された者（以下「 <u>入獣者</u> 」といふ。）に対するその旨の通知は、書面又は電報 若しくは電話の方法により、速や かにこれを行うものとする。	(入獣承認の通知方法) <u>第7条</u> 入獣を承認された者に対する その旨の通知は、書面又は電報 若しくは電話の方法により、速や かにこれを行うものとする。

(下線の部分は修正部分)

